

第7日目(6月15日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、上村一郎君から入院治療のため、今会期中欠席の届が出ております。また、会計管理者より公務出張のため午後欠席の届が出ております。これを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は、一般質問といたします。

なお、質問の方式でございますけれども、質問回数は一括質問一括答弁方式は3回まで。一問一答方式は無制限とし、質問時間制限はいずれの方式も一人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明りょうに質問していただきたく、ご協力をお願いいたします。

それでは順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号8番・寺口友彦君。

寺口友彦君 おはようございます。市民の皆さまには早朝より傍聴においでいただきましてありがとうございます。

さて、百年に一度といわれている大不況の波に南魚沼市も揺さぶられ続け、歓迎したくない新たな状況が発生しております。加えて新型インフルエンザが世界的流行になり、警戒段階もフェーズ6という余り聞きなれないことが報道され、経済的にも精神的にも不安をおおることが多すぎます。

しかしながら、天地人ドラマも中盤に入り、義と愛がいよいよドラマの主題として全国発信されていきます。戦国の世であっても大変革の中でしっかりと足元を見つめ、将来にわたって自分の生きている土地を繁栄させていくことの精神的支柱として、何が必要であるのかのひとつの事例として大きな模範となるはずであります。行政サービスの在り方として全国でも大いに参考にする自治体が出てくることを期待しています。議会初日に行われました市長の所信表明演説に対しまして、住民の皆さまが主役という立場から質問をいたします。簡潔明りょうな答弁もさることながら、義と愛の精神が感じられる答弁を期待いたします。

1 保健・医療・福祉について

さて、保健・医療・福祉についてであります。認知症についてですが、認知症モデル事業の一貫として認知症所在不明者搜索模範訓練が浦佐地内で実施されるなど、病気の周知と連携体制はできていくものと評価をしております。しかし、今後の事業展開をどうしていくのかは、基幹病院開院後の市立病院の在り方と大いに関係してくるものと考えます。

また、高齢化の進む南魚沼市で、経済活動に対する阻害条件としての認知症にどう対処していくのか、これが議論される時期にきていると考えます。介護保険についてであります。21年から23年度版、市の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画では、要介護認定者推

計は平成19年10月1日時点の実績により数値を出しておりますが、国の参酌標準よりもサービス利用者数を多く推計していることは、備えとして評価をしております。しかし、介護認定指針の簡素化変更による介護認定者数に見込みと差が出、サービス利用状況にも差が出てくるのではないかと心配をしております。特に介護サービスへのニーズの偏在化や、経済的理由で介護保険を利用した介護サービスを利用したくても利用できない状況が発生する恐れが十分にあります。

そこで1、介護保険改正で、サービス利用者の負担の変化の調査の実施とその対応についての考えを伺います。在宅よりも施設介護サービスへの要望が増えていく現状への対応をどう考えているのかであります。

2 産業振興について

次に産業振興であります。天地人についてであります。旅行会社のツアー企画による天地人博入れ込み数に一喜一憂するのではなく、天地人検定などリピーターとして再度自己啓発のために市を訪れてくれる個人客を大切にしたい企画が今後の課題と考えます。

基幹産業の農業についてであります。21年産コシヒカリの作付けも順調に終わり、生育状況もまずまずとの報告にほっとしております。ただ、最終生産価格が下落傾向にあるという報告にみられるように、価格の下落は抑えようのない状況であります。JAが集荷米完売に努めても下落を止めるのは難しい状況であります。昨年の作況指数102が、いわゆる余剰米論議を沸騰させ、集荷円滑化対策の発動に至ったのは記憶に新しいところであります。豊作を祈る気持ちは強いが、豊作を手放して喜べないのが現状であります。国の減反政策見直しが果たして市内農家にとってのプラスの政策として企画実行されていくのか、警戒心を持って注視する必要があります。

市内の雇用情勢についてであります。与謝野大臣の1月から3月に景気は底を打った、そういう発言は南魚沼市では当てはまらないと考えます。有効求人倍率は下がり続け、臨時経済対策による緊急雇用創出に期待をするしかないような状況であります。ジョブカフェ南魚沼が5月15日に今年1回目の相談会を行いました。若者の動向はいかがだったのでしょうか。国の中小企業支援策のジョブカードの利用者数との関連では、動きはどうでしょうか。常用雇用創出につながるような施策を考えているのか。喫緊の課題であります。

そこで、市のバイオマスタウン構想に注目しております。たい肥の安定供給事業、木質ペレット化事業、メタン発酵事業を3本の柱としているバイオマスタウン構想の中で、バイオマス資源の活用目標設定は、事業化後の施設拡大を含んでの数字でありましようが、雇用創出という点からみたら、早期の事業拡大を想定すべきではないかと。

そこで1番、バイオマスタウン構想を住民の間に根付かせるための方策として、現段階で考えていることは何か。周辺自治体との連携で有機的な施設整備を行い、簡素で効率的な構想を実施して雇用創出を考えているのかであります。

3 教育・文化について

次に教育・文化についてであります。およそ教育を取り巻く環境は劇的に変わろうとして

おります。教育の中身の議論よりも形の議論、すなわち全国学力調査の結果公表だけが議論されているなど、本質論がおざなりにされていることを憂慮いたします。自らが進んで自分の考えを言葉で発することを身につけさせる、国際化教育が市内全小学校で実施されております。国際化教育が国語教育をおざなりにする傾向を生むのではないかと、懸念する向きもあります。これもまた中身の議論をするべきであります。

新学習指導要領の国語では、生きる力の基盤である言葉の力の育成を謳っています。明確な目的達成のため、相手に応じて適切な話す・聞く・読む・書く、このことができるようにする。そのための三つのキーワードとして言語活動、交流、伝統的な言語文化があげられています。

伝統的な言語文化を美しい日本語ととらえ、指導実践していく必要があるのではないかと考えます。伝統芸能である歌舞伎が盛んで、全国良寛会や薪能が開かれる南魚沼市は、美しい日本語でも全国に名をとどろかせる市としてふさわしいと考えるものであります。

そこで新学習指導要領の中にも「国語力」の強化が課題としてあがっている。言葉の乱れや日本語が通じない日本人が増えてきていることを心配する。美しい日本語教育の重要性についての教育長の考えを伺うものであります。

4 行財政改革・市民参画について

次に行財政改革・市民参画であります。財政健全化計画の平成20年度進捗状況並びに決算の見込みが報告され、計画の完遂が予想されております。今年の5月15日には市民2,000名を対象とした市民満足度調査アンケートも実施され、その集計が急がれております。NIRA型ベンチマーク方式の行政評価も、総合計画中間見直しの前倒しとともに実行され、これらの客観的な要素をどう生かすかを考えたとき、厳格な定員管理のもとで少数精鋭で行政サービスを提供しようという、簡素で効率的な組織作りを進めている南魚沼市にとって不可欠なのは、事務事業の棚卸し・評価・改廃である。その進み具合はどうなっているのでしょうか。

新しい事業を増やすのは簡単であっても、従来の事業を改廃するのは容易なことではありません。これを断行しなければ、少ない人数で行政サービスを実施していくことは難しいのではないかと。

そこで、簡素で効率的な組織作りのためには不可欠な事務事業の棚卸し・評価・改廃の進み具合はどうなっているか。「オンデマンド」必要なときに、「アウトソーシング」外部に人材を求めるという考えを含めて、市長の決意を伺います。

5 住環境整備について

そして住環境整備であります。牧之通りは街並み景観のよさから、訪れる人をしばし和ませてくれます。牧之通りまちづくり委員会は、旧三国街道塩沢宿の再現で国土交通省より表彰を受けました。空き家ではあるがお休み処も設置されている。住まいは人が主で初めて生きてくる。最近市内に老朽化した空き家が目立ってきているが、調査を実施しているのか。放置され野生動物のすみかとなっているのが現状のようであります。

老朽化した空き家を市街地では防災・防犯という観点から市に寄贈してもらい、解体撤去をすることは住民の皆さまの願いにかなうのではないかと。

また、動物愛護についてであります。人と動物のふれあい拠点事業を新潟県は長岡市内で展開しております。命を大切に育てる教育的意義、命を大切に育てる取り組みを進める動物愛護的意義、そして命を大切に育てる社会を作る適正飼育推進的意義の三つを評価して、県は取り組んでおります。

南魚沼地域振興局管内で平成20年度犬の登録が3,405頭、死亡届が273頭でありました。犬にかまれた件数は6件。犬の苦情が54件、猫の苦情が17件でありました。犬の引き取り、矯正は小出の魚沼動物保護管理センターが管轄しておりますが、今泉博物館の敷地内のドッグランに矯正をお願いしております。市内でも来年稼働予定の新斎場にペットの炉も予定されております。人と動物とのふれあいはマナーが重視されてしかるべきであります。雪解けとともに動物の汚物があちこちに見られたのはとても残念でありました。散歩が増えるこの時期には、都市公園でその対策に苦慮していると聞いております。

そこで1、老朽化した空き家を宅地とともに市に寄贈してもらい、市が解体撤去をして防災広場として活用したり、更地にして売り出して定住人口の増加につなげていくことの可能性について伺います。

2、人と動物のふれあいは飼い主である人間のマナーが育っていなければ公害・迷惑の元凶になってしまいます。マナーを育てるための方策について伺います。

以上で壇上よりの質問を終わります。答弁内容によりまして一問一答方式で再質問をさせていただきます。

市長 おはようございます。6月定例議会一般質問に今日から入るわけですが、通常よりちょっと少ない20名の議員の皆さん方のご質問であります。申し上げるまでもなく、義と愛のつもりでご答弁申し上げますので、質問についてもまたよろしく願い申し上げたいと思っております。

それでは寺口議員の質問にお答えいたします。最初に申し上げておきますが、3番の教育・文化については教育長より答弁させますのでよろしく願いいたします。

1 保健・医療・福祉について

1番の保健・医療・福祉についての具体的な、介護保険関連でありますけれども、介護サービス費につきましては、サービス利用月の翌々月に利用内容と費用額が判明する仕組みになっておりますので、今のところ改正後の実績はちょっと出ておりません。

今回の介護保険改正では、サービスの加算項目の新設、あるいは改廃が主な内容となっております。報酬単価の一律改定と違いましてサービス利用者の負担額の変動幅は個々によって違ってくるということでもあります。

今後、国保連合会から提供されるレセプト内容によりまして、個々の負担の変化を調査して対応を検討させていただきたいと思っております。

在宅よりも施設介護これの要望が増えていることは事実であります。第4期介護保険事業

計画によりまして、地域密着型介護老人福祉施設、ミニ特養。そして認知症対応型共同生活介護、これはグループホームの施設整備が約50床から60床の間で整備が進むわけでありましてけれども、施設介護サービスの要望に一挙に全部ゼロということにはなりませんけれども、こたえていかなければならない。

そして5月29日に成立いたしました国の21年度の第一次補正予算の詳細、この内容がまだ極、明らかになっておりません。介護施設に対する補助率のアップははっきりと謳われているわけでありまして、しからばそのベッド数を今の基準といいますか、認定の中より増やしていいのかなのか。この辺がまだ極はっきりしておりませんので、ベッド数は増やさないけれども補助率だけ上げるということになりますと、これは余りそういう面では役に立たないということでありまして、国の方も見直し等に着手していただけるものだと思っております。また、近隣市町村との我々の調整もありますので、これもちょっと予算内容が詳細になってから検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2 産業振興について

産業振興についてであります。おっしゃっていただきましたように、愛・天地人博の入場者数は順調に推移しております。目標の20万人は7月の上旬・中旬頃には達成できそうかなと思っております。昨日現在で15万8,600人でありまして、明日、あさって頃には16万人突破。今、大体1週間弱で1万人の入館者を数えておりますので、その数えでいきますと7月の天地人ウォークが18日でありまして、その前に達成できるか否かというぐらいの状況だと思っております。

本当にありがたいことだと思っております、おっしゃっていただいたようにこの取り組みを開始した時点から子どもはリピーター確保が最大の課題だというふうに申し上げてまいりました。案内看板、あるいは駐車場、これらの施設整備のみならずガイドの育成、あるいはソフトウェアの整備にも力を注いでまいったところであります。

前々から申し上げておりますように、今、ポスト天地人、アフター天地人ということで、まずは市内の立ち上げをさせていただきましたので、近々民間の皆さん方も含めて、来年以降の南魚沼市の恒久的な 毎年毎年変わるようでは困りますので 恒久的な観光についてどうやっていくのかということ、きちんとまた打ち出していきたいと思っております。

天地人検定は県内の関連自治体と協力して11月7日に実施するということになっております。子どもの市内ではディスポート南魚沼が会場となります。また、そのご連絡もいたしますけれども、市民の皆さまから多くの参加をお願いしたいと思っております。

出張ジョブカフェでありますけれども、延べ18名の参加がございました。中にはニート状態の若者も見受けられましたし、このためふるさと雇用創生事業を利用したニート・引きこもりへの雇用対策事業に着手をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

バイオスタウン構想の周知につきましては、構想段階から市民アンケートも取り入れながら、パンフレットも5月1日号の市報とともに全世帯に配付したところであります。現在は市のホームページに資料を掲載しておりますし、総合教育の教材としてパンフレットを中

学校で利用できないか、今、その協議を進めているところであります。

たい肥事業につきましては塩沢地域においてJA塩沢さんが保管庫建設計画を進めております。これが実施されますと相当また塩沢地域でのニーズは、今までも塩沢地域では非常に高かったわけでありまして、もっと利用頻度そして状況がよくなりますので、もっともっと生産、あるいは利用に弾みがつくのではないかと考えております。

木質ペレットにつきましては、これも去年から申し上げておりました国の補助事業によりまして民間の製造施設計画が今、着々と進んでおりまして、補助も確定したところであります。これが木質ペレットの製造工場ということになるわけでありまして。

そして市の方では市民向けのストーブ、ボイラー購入時の補助制度を検討しながら利用促進を呼びかけておりますし、市も公共施設についてはそれぞれペレットストーブを導入していこうということで、具体的には今、浦佐認定こども園という、仮称でありますけれども、そこに地元産材を使って建設をし、ペレットストーブを導入していこうということで進めております。極力早くこのことを普及させて、後ほどの質問にもございますけれども、林業振興にもきちんとつなげていかなければならないという思いであります。

食用油の回収がスタートいたします。JA魚沼みなみ青年部によりましてその燃料のトラクターへの利用学習会が始まりました。こうした気運を盛り上げて事業規模として拡大していかなければなりませんので、その拡大が地域の雇用創出拡大につながっていくというふうに期待しておりまして、市も一生懸命このことを支援していかなければならないと思っております。

4 行財政改革・市民参画について

行財政・市民参画についてであります。「オンデマンド」「アウトソーシング」の考え方がありますが、ご指摘いただきましたように事務も事業も前年踏襲をずっと行っていたのでは、確実に増える一方でありますので、当然でありますけれどもスクラップアンドビルドの推進をきちんとやっていかなければならないと思っております。

限られた財源、限られた人的資源で効率よく施策の成果をあげていかなければなりませんので、常に見直し、あるいは場合によっては事務事業の廃止を行わなければならないということは十分意識をしているつもりであります。

事務も事業もやはり目的がしっかりしているということはもちろんでありますけれども、その対象の適格性、あるいは受益者負担、費用対効果、事業の進め方、実施時期、継続期間これらを明確に検討していかなければならないわけでありまして。これから取り組む新規事業はもちろんでありますけれども、今現在継続している事業についても先ほど触れましたように、常に見直し改廃が必要になるということでもあります。

この手法として事業の棚卸し評価という手法もあります。しかしその市にあった手法でないと評価のための評価、あるいは事務のための事務、ということにもなりかねませんので当市では現在取り組んでいることは、職員に事務や事業の意義をきちんと自覚をさせ、自ら事務事業の改変改廃や廃止を起案させるということを行っております。

前任者の行ってきたことをただそのまま踏襲していけばいいということは、間違いなくそこに潜んでいるむだ、あるいは勤労意欲をそぐわけでありますので、まず事務事業に一番近い職員に対しまして、何かをやる、何をするにも必ず他の方法はないのか。あるいはもっとよい方法はないのか。このことを意識しながら仕事をやっていただくということで、意識改革に努めているところであります。

しかしながら、これも申し上げておりますように、市民の皆さん方が主役でありますから当然であります。ただ、そこにすぐに迎合したり、あるいはおもねたりということは、これはまた非常に危険がありますので、そのこともきちんと意識をしながらやっていかなければならないということも申し上げております。

そういう取り組みを通じて先ほど触れましたように市民が現在求めていることは何か。これを的確に把握しなければならぬわけであります。そういうことも含めてその改変、これらを速やかに行える職員に育てていかなければならないということであります。

民間でも同じことでありましょうけれども、そういう効果が期待できる分野につきましては、アウトソーシングも進めていきたい。具体的には今までにも申し上げてきましたが、保育所の公設民営化等もでき得るところはやはり進めていきたいと。いろいろありますけれども、そういう分野できちんと、市民の皆さん方の不利益にならずに効果が期待できるという部分についてはアウトソーシングを進めていかなければならないと思っております。

5 住環境整備について

次の住環境の関係であります。以前、和田議員から空き家調査というご質問がございました、そのときに一応実施させていただきました。18年度にやったわけでありますけれども、12戸の空き家情報が寄せられました。そしてそのうち1件だけが貸家としてもいいという旨の意思表示はありました。あとはそういう意思はないと。それから公営住宅入居の希望者で空き家住宅への入居希望というのはゼロであります。聞き取り調査をいたしましたけれども、いわゆる一般的な空き家であればいいと、公営住宅に入りたいということでもあります。ですので、都市計画サイドからしますと空き家を活用した住宅整備といいますが、そういうことについてはちょっとやはりちゅうちょせざるを得ない。

さて、別の面からみまして、私たちの地域の一番の特徴でありますけれども、それぞれリゾート的な地域でありましたので、ペンションとかあるいは別荘とかそういうものが大変建っていたわけでありますけれども、それらが相当空き家化している。そして一番問題は冬の管理不足による災害の危険性もございます。

これは現実には一部の地域で相当深刻な問題となっております、これらが今後の課題だと思っております。その中でこれを寄附していただいて解体をして、例えば防災広場、あるいは更地にして売り出すということでもありますけれども、防災広場的な観点からいたしますと、ある程度どこかに集中をしておかなければ、防災広場としていざというときに役には立たない。あそこにもここにも少しずつあるということでは、防災広場的な用はなさないわけでありますので、防災広場としての活用というのは、まずこれはでき得ないだろうと思って

おりますし。

更地化による転売でありますけれども、問題は寄附をしていただいて取り壊しは市が全部負担しなければならないわけですありますので、全部更地化をして寄附をしていただくということであれば、それはまたそれなりでありますけれども、非常に危険性がございます。現に、要は老朽化した建物一括でよければいいですよ。だけれどもそのまま建物を使えるわけではありませんので、何百万、何千万とかけてその建物を取り壊さなければならない。その後の更地化をした後に、では住宅として本当に需要があるか否かといわれますと、これもまた非常に厳しいということでもありますので、今、寄附をしていただいて市として更地化をして、防災広場や宅地としての売り出しということはちょっとまだ考えていないところであります。

空き家の有効利用ということにつきまして、全国でも様々な取り組みがされておまして、「空き家バンク」としての情報を集積して移住のための買い取り、あるいは賃貸希望者へあっせんする取り組みが行われております。ですので、商工観光関連の方で二地域居住、あるいは定住促進について、今ちょっと可能性は検討しているところでありますけれども、なかなか具体化はしていないというのが現状であります。

先進事例の実態としますと、住居としての利用が可能な移住希望者にあっせんできる程度のものがなかなか出てこないというような状況。先ほど触れましたようにですね、出てきません。利便性の高い場所に位置して利用可能なものであれば、通常取引で見込まれるわけです。一般的にはなかなか出てこないということでもあります。が、放置しておくということにはなりませんので、関係事業者の皆さん方とこれからも連携を図りながら、情報提供体制の整備と遊休建物の利用促進、定住人口の増加これらについてトータル的に考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

相手方から寄附をしますという申し込みがあるとするれば、先ほど触れた二地域居住、定住促進の施策の中で検討は可能だと思っておりますけれども、私どもの方から寄附を呼びかけるということはちょっと危険性もございますので、これについては控えていきたいと思っております。

次にペットの飼い主のマナーのことです。市といたしましても新潟県動物愛護協会南魚沼支部主催の犬のしつけ方教室が6月中旬から全5回の日程で開催されますけれども、こういった行事を通じて動物愛護の精神をはぐくむ、そして周りに迷惑をかけるない飼い方を学んでいただけるように、イベントにも協力していかなければならないと思っております。何よりも飼う方のマナーでありますので、そういう働きかけを強めていくという以外になかなか手段はないわけです。要はそういう意識を持っていただくように市としても十分啓蒙していこうということでもあります。

そこで飼い犬に関しましては、犬の新規登録の際に住民の方々に対しまして「犬の新規飼養者へ」というタイトルのA4版チラシを渡しております。飼い主の責任として周りに迷惑をかけるないとかいろいろのことの注意喚起を行っているところであります。そしてペットに

よる苦情が増えておりますので、7月1日発行の市報にペットの飼い方についての広報を掲載する予定でもあります。

斎場は先ほど議員、触れていただいたとおり、この建設の中できちんと整備をさせていただきますので、またご利用もいただきたいと思っております。私の方からは以上であります。

教 育 長 寺口議員の質問に答弁をさせていただきます。

3 教育・文化について

国際化教育が国語教育をなおざりにする傾向を生むのではないかと懸念する向きもおありだということでありましたので、ちょっとだけ触れさせていただきます。議員ご承知のとおりこの国際化教育につきましては、コミュニケーション意欲を高めるといふことを主たる目的としておりますので、国語教育をなおざりにするというよりは、正しく自分の気持ちを伝えていこうという、国語の大きな目標のひとつでありますことに対して寄与する、というふうに考えております。

また、議員ご指摘がありました、言葉の乱れや日本語が通じない日本人が増えていっているということですが、このことについては全く同感でございます。しばらく前になりますが、NHKの番組を聞いておりましたら、情けは人のためならずという言葉、親切にしてやると依存心が増えるのでその人のためにならないというふうに思っているという方々が、若い人たちを中心に随分大勢おいででした。めぐりめぐって自分の身を助けるというふうに解釈すべきところではありますが、こんなふうな状況だということでもあります。

したがって、正しい日本語が使えないと外の社会に出てから恥をかくというふうなことがいえますし、そこで恥をかいだと思うと、なかなか自ら発言がしにくくなるということも心配されますので、この地域の子どもたちに正しい日本語をきちんと伝えていくということが大切だというふうに思っております。

同様な考え方の中で、新しい学習指導要領でも国語に対する関心を高めよう、国語を尊重する態度を育てようという観点で大きな改正がされております。そのうちのひとつが議員ご指摘のありましたように、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項ということで、これは小学校、中学校に共通してございますが、大きく掲げられました。

これを詳しく申し上げますと時間が延びますので、例えばということで小学校3～4年生の部分で申し上げますと、やさしい文語調の短歌や俳句について情景を思い浮かべたり、リズムを感じ取りながら音読をしたり暗唱したりする。あるいは長い間使われてきたことわざや慣用句、故事成語などの意味を知り、使う。というふうなことが掲げられております。教科書は正しい日本語、美しい日本語を選んで編集されておりますが、今回の学習指導要領の改正により、その傾向が一層重点化されるだろうというふうに思っております。

当然、学校全体で、国語の授業だけではなくてほかの教科においても授業の中でこういった正しい日本語を使う、学ぶという教育は基本であります。学校だけでなく地域、家庭におきましても正しい日本語を大切に、美しい日本語が使えるようなそういう社会にしてい

く必要があるだろうと、こんなふうに思っております。以上でございます。

議 長 一問一答でお願いいたします。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

まず保健・医療・福祉であります。サービス、ニーズの多様化ということですが、施設整備についてこの方の資料の中でも読みましたけれども、なかなかまだ新しい制度が始まったばかりだというのはありますが、はっきりいって、例えば在宅でのサービスなどを見ましても、入浴サービスというものがあります。これについてもヘルパーさんをお願いをするという入浴がありますが、例えばデイサービスでお願いをするというのがありまして、どちらの方がサービス利用者にとって要望は多いかということになれば、デイサービスの方が多くなってきていると、そういう傾向があると思うのです。

こういうような施設整備は全体の評価が出された人数に基づいての施設整備ということではなくて、やはり南魚沼市の中での例えば在宅サービスに対するニーズであるとか、施設介護に対するニーズであるということや意向調査をきちんとした中で、ここは必要だというような部分での施設整備が、私は必要ではないかと思っていますので、この辺についての市長のお考えをお聞かせ願いたい。

市 長 1 保健・医療・福祉について

当然でございます。全国一律的な中で、ただ介護ベッドを増やせばそれでいいとかそういうことではなくて、今おっしゃったようにそれぞれの地域にそれぞれのニーズがあるわけでありまして、それをきちんと解消していかなければならないわけでありまして。そういうことに基づいてやっていくということです。ただ、私たちの市内だけが突出して、例えばこの分野だけは他の市町村との整合性の中でも2倍も3倍も、例えば施設整備をやるとかそういうことは不可能な状況ですので、結局地域ごとにある程度、お互いほとんどそう変わったニーズというのはないわけですね。ニーズの多寡はあります。けれども全く別のニーズとかということはないわけでありまして、なかなか私どもも歯がゆい面もあります。徐々に積み重ねていって最終的にはやはり100パーセントニーズにこたえられるような施設整備ということにしていかなければならないと思っていますので、よろしくお願いたします。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

そこで、市からいただいた資料の52～53ページに載っておりますけれども、サービスの利用者数と要介護度については相関関係と申しますか、そういうものが私は意向調査の中でも非常に大事な部分であるかなと思っています。こういうものを利用しながら、今市長がおっしゃったように南魚沼市の中でのサービスのニーズの多さといいますが、それをはっきりと調査をしてそれに対応した施設整備等を行っていくということが必要ではないかと私は思っております。

認知症の方でも若干申し上げましたけれども、要は、そういう方が在宅でということになりますと、経済活動といいますが要するに稼ぎに出られないという部分が、市にとって非常

に大きなハンデになってくるのではないか。その家庭だけではなくてですね。そういう面で経済情勢は悪いといいながらもやはり稼ぎに出たいという思いがありますので、そういうところを支援するという意味を含めて、やはり意向調査をしていくということは大事ではないかと思っております。

サービスの利用者数と要介護度数との相関関係こういうものを含めて調査をするお考えがあるかどうかをお聞かせ願いたい。

市長 1 保健・医療・福祉について

事務的といいますかその問題でありますので、担当の部長あるいは課長の方から答弁させていただきますのでよろしくお願いします。

福祉課長 1 保健・医療・福祉について

私どもこの第4期計画の策定に当たっては、サービス利用者のニーズ調査、それから逆に介護されている方のニーズ調査等を行っております。私ども今、デイサービスにつきまして若干の調整は必要ですが、大体需要と供給のバランスが取れているのではないかとこのように思っております。若干不足しているのがショートステイでございます。この辺を今後誘導していきたいというふうに思っているわけでございます。ですので、今回の4期計画の中でもそういった調査を入れながら、又は保険料とのバランスを考えながら計画を策定させていただくということでございます。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

わかりました。本当にその経済活動といいますか、それに対する阻害条件として認知症であるとか介護の問題というのは非常に大きくなってきていると思いますので、その部分も含めて。確かに十分過ぎるほどの施設整備というのは必要ないかもしれませんが、やはりこの部分はある程度覚悟を持って整備をしていく必要があるのではないかと思います。その点についての市長の答弁をお願いします。

市長 1 保健・医療・福祉について

先ほどからお答えしておりますように、担当の方でもそういうことをきちんとリンク付けながら調査をして、そしてその調査結果に基づいて、多いニーズの部分を極力早めに解消していこうということであります。当然そういう方向で私どももこれからこの介護計画といいますかを進めていくつもりでありますので、よろしくお願いします。

寺口友彦君 わかりました。

2 産業振興について

次に産業振興のバイオマスタウン構想の方ですが、先ほどの答弁の中では、この後、林業振興という面で何人かの方が質問されているので、余り踏み込んだ答弁がなかったのかと思いますが。要は雇用創出という部分です。バイオマスタウン構想、雇用創出というところで考えた場合、市からいただいた資料の14ページにもありますけれども、事業化について例えば1年とか2年とか前倒して事業化をしていくということが考えているのかどうか、ということをお聞かせ願いたい。

市長 2 産業振興について

前倒しのできる部分は財政的にも見通しがつけば当然前倒しはやれると思っております。具体的にどれだこれだということは今、ここでは申し上げられませんけれども、ですので、バイオスタウン構想が例えば林業関係でいいますと 林業関係といいますか木質ペレットでいいますと、要は木質ペレットの製造工場を作るだけで、そこへ雇用が発生するわけです。

その木質ペレットの材料を提供するのは山の木、あるいは廃材でありますから、当然それらにもいわゆる雇用が出て行くわけです。そして山の手入れも含めてきちんとやっていけるということでもあります。ただ問題は、その木質ペレットを使う人がいなければだめでありますから、我々はそのまた木質ペレットを普及させる施策をきちんとやっていく。そうなりますと、そのストーブの普及とかそういうことになるわけであります。これについても今、市内にこのストーブを直接製造して販売しているところはありませんけれども、代理店的なところもありますので、そういう部分がまたある程度雇用の増にもつながっていく。ですから全部関連していくものだと思っておりますので、前倒しできる部分があれば、一刻も早く前倒しをしながら取り組んでいきたいと思っております。

寺口友彦君 2 産業振興について

そういう前倒しという部分でありますと、過剰な設備投資ということは民間は絶対やらないわけですので、そうすると南魚沼市内だけでの地域完結という考え方ではなくて、そのまま地域連携といいますか、他の自治体との連携というものが必要になってくると思いますけれども、他の連携というのを考えた中での事業の前倒しということについての市長のお考えをお伺いします。

市長 2 産業振興について

これは当然でありまして、私たちの市内でこの事業が自己完結だということでは全くございません。一例をあげますと、例えば木質ペレットをある程度の量利用するということになりますと、市内の間伐材だけでは全く間に合わないという数値も出ております。当然であります湯沢町、あるいは魚沼市、十日町市、広くは県内ですね、そういう自治体ともきちんと連携を取りながらやっていかなければならないものだと思っております。

寺口友彦君 2 産業振興について

その連携の中でバイオスタウン構想の中の三つのメタン発酵事業でありますけれども、これについて施設整備をしていってもペイはなかなかしないのではないかとされている部分でありますので、この部分についての連携といいますか、それについての動きは、うちの市としては出ていますか。

市長 2 産業振興について

この部分につきましてはまだ連携とかということではなくて、実際では事業化ができ得るか否かということのまず検討であります。ただ、こういう部分につきましては、今ご承知のように全世界をあげて環境という問題に取り組んでおりますので、例えば私たちの市内だけ

でこういうことが全部完結できるなんていうことは、環境部門に限ってはほとんどないわけでありまして。いずれ国レベル、あるいは県レベル、こういうことでも連携をしていく部分が出てくるものだろうと思っておりますが、メタン部分について今、具体的にではどこどう連携だということについては、まだそこまでの検討は進んでおりません。

寺口友彦君 2 産業振興について

他市と他自治体との連携の中でやっていかないと、市単独での施設整備は、民間にお願いする部分はありますけれども、非常に難しいというふうには私は思っておりますので、1日も早くその連携といいますか、構想もしていただきたいと思っております。

4 行財政改革・市民参画について

次に行財政改革・市民参画についてであります。行政サービスについては提供する側とそれを利用する側との両方の思いというのが当然あるわけですが、今回実施されましたベンチマーク方式での市民満足度ということですが、これを見ましても確かに他の自治体との比較についての指標としては、確かにこれを採用している自治体が多いわけですね。そういう面での他の市に比べてどうかという部分での満足度調査というのは出るかもしれませんが、実際の一つずつのサービスということについて見てみたときに、新たな指標といいますか、考え方での市民満足度というのを考えていくべきではないかと思っておりますが、そういう新たな指標についての市民満足度についての調査、そのやるやらないも含めて、それについての市長のお考えをお聞かせ願いたい。

市長 4 行財政改革・市民参画について

今、おっしゃっていただいたようにアンケートを集計し終わったといいますか、集まったところですが、大体5割ぐらいの回答率だそうであります。それをまた集計をさせていただいて、結果を出していくということでもありますけれども、そういうことをやる中で、この行財政改革で議員が一番触れておりました、ではまたそのままの手法でいいのかということ。そういうことではなくて、ではどこにまた問題点が潜んでいるのか。これらもきちんと把握をしながら、新しい指標に基づく調査が必要であればやっていかなければなりませんし、そういうことではないという結果が出るやもわかりません。これについてはまだお答えできませんけれども、当然常にニーズは変わってくるわけでありまして、そのスピードに行政側がおいでいかれたなどということでは困りますから、常に新しい指標は念頭におきながらやっていくものだと思っております。

寺口友彦君 4 行財政改革・市民参画について

そこで先ほど1回目の市長の答弁の中で、担当職員の中で棚卸しといいますか、来年の予算に向けてこれはどうかというような中での、職員の中でのアイデアといいますか、それを参考にしながらということでしたけれども、こういう市の行政全体にかかることでもありますので、私は市の職員が簡素で効率的な組織づくりについての理解といいますか、皆さんがどのような理解をしているかということ、全体の理解が必要ではないかと思っております。

担当になったときに初めて前任者から引き継いでこうだけれども、私はこう思うという意

見が当然出てきますけれども、やはり市がこれからどういう形の行政サービスを提供していくかという全体の中でとらえなければだめな部分がありますから。そういう面での職員からのアイデアといいますか、それについての集め方ということについての市長のお考えをお伺いします。

市長 4 行財政改革・市民参画について

職員からいろいろアイデアあるいは考え方を発表といいますか提出していただきたいということは常に申し上げておりますので、私のパソコンのところにその欄がございますから常に。年間2～3件ずつはございます。それから今実施しております自己申告書の中にもそういう欄をきちんと設けてありますので、なかなか具体的な部分もありますし、非常に我々が気が付かなかった細かい点も記されておる。

そういうことを全部抽出して、行政改革担当の方でそれらをきちんと吟味しながら、全く理想だけであって手をつけられないという部分も無きにしもあらずでありますので、そういう部分をきちんと検討しながら、また1回本人に返してこういう問題点があるがどう思う、そこまでやってまた取り寄せて、きちんと採用すべきものは採用していくという方法をとっておりますので。職員についてもそういう意識は相当浸透しているものだと思っております。が、一つ不満は、前々から申し上げておりますように、私のところへの直接的なメールといいますかが非常に少ないという、これがちょっと。もっと何でもいいから発信してくださいということは常に申し上げているのですけれども、非常に少ない。これは事実であります。

寺口友彦君 4 行財政改革・市民参画について

新たな指標ということでの動きのその中で出てくるのかもしれませんが、一般的には市民全体にかかわるサービスとそれを利用する方が少ないという、そういう人数的なもの。それからこれはもう公共は絶対やらなければならないという必然的なものですかね。そういうものと、これはなくてもいいのではないかというような部分との、そういうような指標の分け方とは当然あると思うのですけれども、そういう部分での新しい指標作りといいますか、それについての市長のお考えは。再度お聞きしますけれども。

市長 4 行財政改革・市民参画について

先ほど申し上げましたように、今は一般的といいますか、これによってやっているわけがあります。その調査結果の中でそれぞれの問題点も浮かんでくるというわけだと思っておりますので、当然ですが新しい指標をきちんと考えなければならない。そういう状況がきちんと見ればやりますし、見えないのをなかなか我々が探りだせというのも、ちょっと難しい作業かもわかりませんが。それも含めてきちんと検討しながら、必要であれば当然そういうこともやっていくという気持ちでおりますのでお願いいたします。

寺口友彦君 4 行財政改革・市民参画について

行政サービスを提供する側の理解ということと、市民の側の理解ということも非常に大切ですので、今、市長がおっしゃられたように最後の部分は市民の皆さまとの共有した理解を作っていくのが大事だということだと思います。そういう方向での新しい指標作りに頑張っ

ていただきたいと思います。

5 住環境整備について

住環境整備についてに移りますが、一番は老朽化した空き家ですけれども、最初の答弁の中では使えるような空き家についての答弁かと思いましたが、最後の方になって寄贈していただいて、それを解体するという事に触れていただきましたが、あちこちで目立っているというのが、とにかく野生動物のすみかになってしまったというような部分の空き家です。これについては確かに市長がおっしゃるように寄附を、あれば当然考えていくこともあるでしょうけれども、期間を限定してこういう期間でやりたいのだが皆さんどうでしょうか、というようなところの市民に対する呼びかけ。これがまた必要ではないかと私は思います。

確かに個人の財産ですのでなかなかそういう希望はないだろうということで心配をしていますが、おっしゃるのでしょうけれども、それであればそれでまた私はいいのではないかと思いますよ。ただ、市としてこれだけ呼びかけをしてみるということは、非常に必要ではないかというふうに思っております。それからその野生動物のすみかとなってしまうという部分については、個人の責任とばかりいえない部分もありますので、その辺は市が呼びかけをやっていくということについて再度お伺いをいたします。

市長 5 住環境整備について

これも冒頭に触れましたように一度調査をやって、そういう希望者がほとんどいなかったわけです。要は寄附しろということではなくて、利用するについてどうですか。けれどもそれは一切いやだということです。そしてきちんと私が把握しているわけではありませんけれども、相当数の持ち主の方は市内在住ではない、というところが非常に出ております。

そこに例えば18年の豪雪の際にも問題が出まして、所有者にとにかく呼びかけて安全管理をきちんとやってくれということでやりましたが、かなわなかった部分が1~2件ございまして、それはそれこそ市民の安全を守るという立場の中で、市の方で消防車を出したり、そういうことをやりながら雪の処理に努めてきたわけでありましてけれども。

今度はそこへ犬が入った、猫が入ったからそれもまた行政の責任だといわれますと、これはちょっと対応できかねる。ただ、そうならないような努力はいたしますけれども、そうなったから、ではそれを全部市が責任をもって片付けろとか、犬の始末をしろとか猫の始末をしろとかということまでは、これはやはり変な話ですけれども行財政改革というのはそういうところを見なければならぬわけです。余り過度に行政が入り込んでそしてそういうことをやる。では、個人は権利だけを主張して義務を果たさなくていいのかということそうではないと思うのです。

ですので、どうしてもこじれて全くもう始末がつかないような状況になれば、これはまたそれなりに行政として対応していくことはありましようけれども、もうその状況だけを見てすぐ行政が出ていってああだこうだということは、極力避けるべきだと。特にこういう問題についてはですね。そういうことだと思っております。放置をしておくという意味ではございません。が、市がそこに過度に介入することは私は余り自分としては気持ちは進まない

いうことだけは申し上げておきます。

寺口友彦君 5 住環境整備について

この問題については質問はこれでいたしませんけれども、私は、例えば観光目当てのそういう施設を念頭においているのではありません。民家。民家を念頭においているのです。そのこのところを誤解のないようにしていただきたい。

2番目の人と動物のふれあいについてですけれども、確かに都市公園、人がいるときには余りないそうなのですけれども、夜が明けて朝になると結構出てくるというような話を聞きました。それもその広場の中というよりも通路部分、街路と隣接した部分というところに非常に多いという話も聞きましたので、確かに市内にこれほど多く犬が登録されていると私も思いませんでした。人と犬との 犬というだけではありませんが、ペットとのふれあいも非常に大事な部分であるでしょうけれども、これも確かに、先ほどの空き家と同じくマナーの問題で、行政がああせいこうせいというのとは少し違うかと私は思うのです。少なくとも7月1日号の市報に犬の飼い方というのが載るといことですから、これは非常に評価をしております。

ただ、ほんの軽い気持ちで犬を飼ってしまってもうどうしようもなくなった、という方も出てくる。という中では、やはりある程度そういう面についてのフォロー体制というかはきちんとしておくということも。7月1日号の市報に載る分について、マナーについて云々もそうですけれども、どうしようもない場合こういうのもありますということも含めて、市民にお知らせをして。あくまでもこれは自己責任だと私も思いますけれども、そうはいってもこういうのもありますよというところは、やはりお知らせをするというのは市の役割ではないかと思しますので、その辺についてのお考えを。

市長 5 住環境整備について

議員おっしゃっているようにこの問題も、空き家の問題も、私も別に空き家が観光施設ばかりだということを念頭においているわけではありませんで、普通の空き家であってもということでもありますので、それは申し添えておきます。

犬というかペットについても全く同じでありまして、まずはその飼われている方が責任を持っていただくという前提が成り立たなければ、これはとてもどうしようもない。そして、捨てたりすれば、この間長岡でワニと何かが捨てられていまして、これは飼っていた方は動物何とか法違反で逮捕されますね。とても、今、飼って見たけれどもどうしようもなくてという方の相談体制はできているわけです。最終的には保健所が引き取っていただくということになるわけですから。それについては当然載せるのでしょうか、どうでしたか・・・わかっているものだという前提なのかもわかりません。飼う際にもうそれは一応やるわけです。

それらも含めていろいろこういう方法がある、ああいう方法があるという部分については、それは当然であります掲載できるように。もう7月1日の原稿ができてしまっていたら別ですけれども、そうしたらまた別個でも結構ですので、きちんとそういうお知らせだけは

私どもやっっていかなければならないと思っておりますし、相談はいつでも受け付けます。わがままな相談ではなくて、本当に困った相談はいつでも受け付けますので、どうぞまたご利用いただきたいと思っております。

寺口友彦君 3 教育・文化について

最後に教育について教育長にお伺いいたしますが、伝統的な言語文化ということで、他の自治体では学校で、我々が高校のときによく読んでいた古文といわれるものですね。それについての暗唱というような授業も展開をしているというふうに聞いております。教科書に載っている文章を読めば十分ではないかという部分もありますが、そうではなくさらに追加をして、こういう文章を小中の段階で暗唱をするということについてのお考えはどうか。

教育長 3 教育・文化について

新しい学習指導要領の中でそういった古典ですとか漢文ですとか、あるいは近現代に書かれた文語調の名文ですとか、こういったものに親しむ、あるいは暗唱するといったことが課題として大きく取り上げられておりますので、そういう方向での活動も活発になってくるとこのように考えております。なお、その際に必要な資料としての学校図書館の充実というふうなことも考えていきたいと。このように考えております。

寺口友彦君 3 教育・文化について

授業の中でのそういう活動、これからも考えていくということですが、例えば歌舞伎であるとか全国良寛大会であるとか薪能であるとか、こういうような部分については本当に生きた材料がすぐそばにあるわけですから、これを活用しながら、ということについての、授業の中の他にこういう活動をどういうふうに取り込んでいくかということについての教育長のお考えをお伺いします。

教育長 3 教育・文化について

ご指摘のように塩沢、五十沢には歌舞伎があります。藪神には神楽もあります。大崎にも古くから伝わっている芸能がございます。これらの古くから伝わっている、しかもその地域の皆さんが維持してきたそういう芸能につきまして、子どもたちがもっと今まで以上に親しめるようなそういう方策は、これから考えていく必要があると思っております。ただ、今年行われます全国良寛会ですとか、初めて行われることになりました薪能とかというこの二つに関して申し上げますと、今年からそれに親しめるようにというふうにはちょっといかないかと考えております。

寺口友彦君 3 教育・文化について

最後に教育長にお伺いしますが、やはりその1年ぽっきりで終わるというものでなく、毎年繰り返されるといいますか、そういう授業の中にこの伝統的な言語文化の活動を取り込んでいくという、そういう方向は非常に評価はしておりますので、意欲を持って取り組んでもらいたいと思います。以上、質問を終わります。

議長 寺口友彦君の質問は終わりました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。10時55分まで休憩いたします。再開は

10時55分。

(午前10時38分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

議長 質問順位2番、議席番号4番・高橋郁夫君。

高橋郁夫君 皆さまこんにちは。ただいまより通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

1 ふるさと納税に対する市の対応について

まず、ふるさと納税に対する市の対応についてお伺いいたします。ふるさと納税制度は2008年4月30日の地方税法等の改正により個人住民税の給付金税制が大幅に拡充される形で導入されたものでございます。地方自治体に対する寄附金のうち5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の1割を上限として所得税とあわせて全額が控除されることになりました。あくまでも5,000円については給付者の負担というか寄附という形になります。

この制度は納税者にとって納税の大切さを自覚し、自分が応援する地域に貢献したいという思いを実現することが可能になることで、ふるさとの大切さを再認識し、そういう機会になるとともに自治体にとっては自らの自治の在り方を問い、改めて考える機会になるなどと言われております。

成長して生まれ故郷を離れてもその地域に貢献することができることや、条例などで用途を限定できる場合もあるため、使い道に対し、寄附者が関与できるなどの納める側のメリットと、地方などでは成人までの教育、医療に税金を注いでも就職するに当たっては、他地域に転居してしまう方が多くいることもあり、地方自治体にとっては歓迎する声もあります。

その一方で自治体の税務が繁雑となり、もらう自治体側はともかくといたしまして、税収にならない側の自治体は事務量だけが増えて根本的な地方活性化や地方格差是正をするための対策になっていないと指摘している方もございます。

さらに問題なのは、本来住民が住民税を負担するのは行政サービスを受けるためであり、自治体を実施する福祉・保健・衛生・教育・防災等のコストを負担するためであり、住んでいる自治体から行政サービスを受け、住民の一部であっても他の自治体に流れることは住民サービスを実施する側にとっては手痛いことであります。しかし、受け取る側の自治体は、ふるさと納税という寄附金は行政サービスの提供を伴わない、ノンコストの財源であるため少々の特典をつけても割りにあうので、自治体間での奪い合いとなっているのが現状であります。

しかし、本当にこの制度が価値あるものなのか。正直、人によっては判断は異なるかと思えます。ただ、既に施行された制度である以上、市としてそれを最大限有効活用していかなければいけません。

ただいま当市では、ふるさと納税アップのためにどのような対応をしているのか、まずお

伺いたいします。

さて、我が南魚沼市では市のホームページの一角にあるふるさと応援サイトから申し込みができるようになっております。20年度におけるこの制度による寄附金件数は104件、寄附金合計金額は1,644万6,197円と伺っております。ご寄附いただきました皆さまには深く感謝を申し上げます。

また、他の自治体に南魚沼市から流れたものは6件、流出寄附金合計の金額は14万2,800円と伺っております。この寄附金受付件数、金額をさらにアップさせるために幾つかの提案をさせていただきます。

まず、ホームページでの告知は南魚沼市のホームページの他に、アクセス数が圧倒的に多いと思われる観光協会や天地人関係のホームページにもバナーを張りつけるべきであると思っております。また、同郷会等で積極的に市としてもお願いはしているかとは思いますが、ふるさと納税についてパンフなどを作って渡すぐらいのことは必要かと思っております。

また、他の自治体で実施している寄附金申込者へのお礼の品について、当市では今年は天地人博への入場券2枚とお礼状を送っているということですが、もう少し検討するべきであると考えます。いかがでしょうか。我が市には米、野菜、きのこ、スイカ等特産品が数多くあります。また宿泊施設の割引券やスキー場のリフト券など、寄附金申込者に対してお礼の品は豊富に用意することができるかと思われれます。これらの品を送ることで、故郷を懐かしんでいただき、1日でも多く故郷に帰る日が増え、また来年度も楽しみにしていただければ今後につながるのではないのでしょうか。

また、地場産の農産物が広く県外に紹介され、寄附者が家族とともに市内の宿泊施設やスキー場を利用されれば、産業振興の一助にもなります。また、懐かしい故郷のよさを思い出すことで定年を迎えたら故郷に帰ろうかなどと思う方もいらっしゃるかもしれません。

いずれにいたしましても、他市ではふるさと納税獲得のため知恵を絞っているいろいろ検討し、また実行しております。先ほども申しましたが、このふるさと納税はコストのかからない収入でございますので、ぜひ、当市も知恵を絞って獲得増を目指し、検討を図るべきかと思っておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

2 今後の観光振興方策について

続きまして、今後の観光振興方策についてお伺いいたします。天地人博がスタートして5カ月が過ぎたところでございますが、予想を上回る入れ込み状況ということでほっとしているところです。また、先ほどもちょっと見てみますと大型車がもう11台ちょっと入っていて、本当に盛況でございます。市長は施政方針の中で、天地人効果により地域の経済効果、当市の宣伝効果、地域の活性化に大きな成果が出ているとおっしゃっております。この効果を次年度につなげるため、民間の力を結集し、地域の総合力を目指す準備会を立ち上げ検討を開始したとのこと。今後市の知名度アップの好機ととらえ、万全を期して対応していくと述べております。私も市長のこの考えにつきましても共感いたします。

そこで1点目といたしまして、天地人放映後の観光振興についてお伺いいたします。今、

天地人博などが大変好調であることもあり、市内各地の観光事業者、地域の活性化を図るために頑張っている団体などが非常に前向きに、様々な事業に取り組み始めております。こうして市が主導なくても市民自らが積極的に市の発展のために取り組んでいる今こそ、市長がおっしゃっているように今が市の知名度アップ、交流人口増加のチャンスであります。放映後のことは検討を進めておるかと思いますが、非常に対応が遅いと私は思います。

こうして天地人放映により人口が増加し、全国が注目している今、いろいろな観光商品を全国のお客様やエージェントに対し発信しなければ、放映が終わってからではピーアールの効果は半減してしまいます。急がないと、これから検討していつになったら全国に発信できるのか心配でございます。今現在の情報発信基地となりうる場所は、天地人博会場かと思われる。早急にお寺、観光施設、観光場所など幾つかの観光ルートを確立し、ピーアールすべきかと思いますがお伺いいたします。

また、観光客につきましては、今、歴女ブームといわれております。観光の主導は女性であるともいわれております。市内でも各所で様々なことが行われておりますが、ほとんどが女性主導で行われております。新たな観光商品を検討する上で、女性の意見を入れることは極めて重要かと思いますが、いかがでしょうか。また、天地人放映後の観光振興に対して、現在進めていること、また行っていること、今後の方針、計画などありましたら、お示しく下さい。

2点目としまして、天地人博終了後、天地人目的の観光客ニーズにこたえるための恒久的な天地人関連観光振興については、どういったところをどのような形で利用していくのか。また、天地人博内の展示物などは終了後どのように利用していくのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、昨年放映された篤姫での篤姫館では目標の20万人に対して57万人が入館し、好評にこたえて閉館を3月末まで延長されました。当市では天地人博終了後、その敷地につきましては市庁舎改築に伴う利用が予定されております。もし、天地人博がこのまま好調を維持し、大きな経済効果が見込める場合、天地人博の延長は考えられないのかお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わります。

市長 高橋議員の質問にお答え申し上げます。

1 ふるさと納税に対する市の対応について

1点目のふるさと納税に対する市の対応でございますけれども、ふるさと納税の主旨については議員おっしゃっていただきましたので、特に申し上げませんが、今、市の対応といたしましてはその人について寄附者の意向を反映できるように、一つが安心して暮らせる福祉のまちづくりコース、2番が地域社会を支える人づくりコース、3番、豊かな自然づくりコース、4番、安全快適でうるおいのある生きがいができるまちづくりコース、5番が力強い産業のまちづくりコース、6番が明るい自治のまちづくりコース、7番が市長にお任せコース、この7つの項目をそろえて寄附を募っているところであります。

今のところ、先ほど触れていただきました金額では1,644万6,000円強、件数が104件であります。そのうちの93件が市長にお任せコースで1,595万6,000円強

であります。安心の部分が3件、14万5,000円、地域社会を支える人づくりコースが3件で19万2,000円、あとは豊かな自然づくりが1件で4万2,000円、安全快適うるおいが1件で4万2,000円、力強い産業のまちづくりが3件で6万7,000円強、明るい自治のまちづくりコースというのは今のところゼロ。

ここで、これは皆さん方ご承知だと思いますけれども、市長にお任せコースの高額の部分の大半が、松田モデルさんでございまして、1,560万円が確かこの松田モデルさんからのご寄附であったというふうに記憶しているところであります。

遠いところからも手軽に申し込みいただけるように、ふるさと納税専用のフリーダイヤルも設けております。これは0120ふるさとへおくらうという230-096という部分でありますけれども、こういうコースも設けてやっております、今のところこういう状況だということでもあります。

松田モデルさんの件については、もう皆さん方ご承知でありますので、特に触れませんが、104件、1,664万円余というのは県内でも上位の額でありますし、個人的といいますが、1件で1,500万円を超える、この方は21年度にもご寄附いただいてトータルで2,000万円ということにさせていただけるというお話を伺っておりますので、個人的といいますが1件ではもう全国でも確か最高の額だと思っております、本当にありがたいことだと思っております。

特典であります、これはおっしゃっていただいたように実質負担が5,000円ということでもありますので、それ以上の特産品を用意して寄附を募る、そういう自治体もありますが、私どものところはそれはしない、やらないにしようということでもあります。今は、これもおっしゃっていただきましたように、お礼状と天地人博の入場券2枚を添えて、お送りいたして、今年度はそうしておるところであります。

これに高額なといいますか、高額であってもなくても、あれもつける、これもつけるということでの勧誘というのは、私は余り気乗りではありません。ただ、それぞれのご意見ございますので、検討はしなければならないかと思っておりますけれども、今のところ私はそのことについてはそう、米をつけたりあるいは野菜をつけたりして寄附を募るということは余りやりたくないという思いであります。また、ご意見いただきたいと思っております。

告知につきましては、去年から首都圏にあります私どもの市の三つの、東京塩沢会、首都圏六日町会、東京大和会。この会に出席した際に私も直接、大体100人以上の方々がお出席でありますので、お願いをしたり、パンフレットとまではいきませんが、チラシ的なものを配付させていただいて協力を呼びかけたところであります。それからホームページの中ではそれと市報によりまして都会に出ている家族、親せき、知人等への働きかけもそれぞれ要請しているところであります。観光協会等へのホームページの登載ということについては、これはまた事務方と検討させていただきたいと思っております。

そんな状況でありまして、ただ、さっき触れていただきました、私たちの市からも出ている部分があります。6件。ただ、このうちの5件は他の自治体の職員がこの自治体に私ども

のところに住んでいて、そしてそれを自分で勤めている自治体の方にやったということでもありますので、それを除きますと1件ございます。金額は1万円が隣県に寄附をされたということでもあります。

これからもこの制度等についての周知広報をお願いは申し上げていきますが、余りこれに大きな期待をかけるべきでは私はない。自治体間の取り合いになるというのが、非常にやはり私は懸念しております。特に県内、近隣市町村、こういう中でそういう状況が出るというのはやはり余りよくはないことだと思っておりますので、その辺も見極めながら対応してまいりたいと思っております。

2 今後の観光振興方策について

2番目の天地人放映後の観光振興であります。おっしゃっていただいたように天地人については本当に絶大な効果であります。特に南魚沼市を認知いただく、周知いただくということについては、これは本当に全国津々浦々。私も先般全国の簡易水道協議会、これは日本中から各都道府県の皆さん方も集まるわけですが、南魚沼を知らないというところはほとんどなくなりました。そして天地人もほとんどの方が見ていらっしゃる。そういうことでありますので、これは大変な効果です。これは金額にはとても換算できません。換算できませんが、素晴らしい効果です。そして経済効果も相当出ているということでもありますけれども、来年以降の観光客の激減という部分については本当に心配なところでもあります。

そこで、ちょっと先ほどおっしゃっていただいたように、過去に大河ドラマが放映された地域における翌年の観光客の動向を調べさせていただきました。北条時宗のときの鎌倉は翌年がマイナス3.4、利家とまつが石川がマイナス4.8、それから武蔵の下関がマイナス7.2、巧妙が辻の高知がマイナス5.4、風林火山の山梨がこれはマイナス1.6ということです。割合と落ちていません。篤姫の関係の方の、鹿児島県の宿泊客数であります。鹿児島地区では3.56パーセントのマイナス、指宿が9.94パーセントのマイナス、鹿児島県全体では5.74パーセントのマイナスであります。前年に比べてです。

ですので、この数字はもうほとんど私どものところにもこれは出るだろうと。ただ、これが大幅に落ち込むのか否かということで、今、頭を悩ませているところでありますが、とにかく、今おっしゃっていただいたようになるべく早く、来年以降の恒久的な市の対策を考えていかなければならないということでありまして、私どももそう長くかけて放映終了の頃にその程度のことを出すということではなく、なるべく早くきちんとしたものを皆さん方にお知らせしていきたい。

ただ、今、やっていただいている中で、天地人博覧会は別でありますけれども、雲洞庵、龍沢寺、坂戸城、そして普光寺あるいは法音寺という寺宝展もやっておりますけれども、こういう神社仏閣的な部分についての認知は、もう特別これ以上そこに絞ってやることではなくて、これはもうほとんど周知されている。当然観光パンフレットの中から除くとかそういうことではありませんけれども。これらについては周知をいただいておりますが、ただ、ただ、それだけでいいのかという部分がございまして、その博覧会という部分のこれが目玉

が一番そこでありましたから、それに代わる部分をではどういう形で打ち出していくかということだと思っております。

なお、雲洞庵さんにつきましては、確かこれは博覧会会場以上の入客だと思っております。大変なものでありまして、これが来年以降も相当期待できる部分だなとは思っておりますけれども、いずれにしても新しい形での、しかし、特別今まで南魚沼市になかったものを急に作り上げて売り出すということではなくて、この地域の伝統文化、歴史、そして自然、食、人情、これらがやはり基本になるものだと思っております。

ただ、一説には新潟の「食」という部分については、もう少々飽きが出ていると、全国的には。やはりこれからは伝統文化そういうものが観光客を引きつけるだろうとも言われております。この辺についても、別に食をおろそかにするというものではありませんけれども、食にだけ頼ったような観光客の誘客は、そろそろ飽きもきているということも言われております。

そこで、いろいろご指摘ありましたように、観光PR室の設置につきまして、民間あるいは専門的な誘客戦略、これは一番行政が不得意とするところでもありますので、今回についてはJTB関東とコネクションを取りまして、いち早く観光誘客に向けたエージェント対策に取り組んだわけでありまして、JTBのネットワークというのは本当にすごいものでありまして、これを生かしながら全国のエージェントに情報発信を行う。これは大きな効果がございましたので、このノウハウ、あるいは貴重なデータ、これをきちんと検証しながら有効に活用していきたい。

それから天地人のアフタープロジェクトを設置しようと今始めたわけでありまして。この中で当然ですけれども、民間の皆さん方もこれに含まれるわけですし、女性の皆さん方への対応が一番大事だということでもありますし、当然女性の方もこの中に入っていて、女性の視点としての魅力度はどこにあるのか。そういう部分もきちんと打ち出していかなければならないと思っております。

今、天地人の関係の中でガイドの会の設立ができました。非常にこれは大きな成果だと思っております。これが天地人に限らず市においていただく観光客の皆さん方に、また、そういうことも含めてボランティアガイドをずっと継続発展をさせていかなければならないと思っておりますし、今、越後お立ち飯というのが、非常に観光客から好評をいただいております。そこでこれらについても南魚沼産コシヒカリという、これは圧倒的なブランドがあるわけでありまして、こういうことを中心にしながら地産地消の推進から観光に結びつける取り組みもやっていかなければならない。

それから二次交通面がやはり一時不足といいますが、不備であったことは否めなかったわけでありましてけれども、六日町観光協会の方でガイドつきで兼続号を運行しまして、これは非常に参加者の皆さん方から喜ばれておりますし、今、徐々に増えているところであります。これが例えば今度は天地人博がなくなっても雲洞庵を含めた史跡周りコースとか、そういう部分もきちんと設定していければ、非常にこれは効果があるものだろうと思っております。

それから浦佐や坂戸の地区の皆さん方が、ボランティアで観光客にお茶やそういうもののサービスをして本当にこれは喜ばれておまして、これらもやはりこれからきちんと育てていかなければならないことだと思っております。

もう一つ、雪国観光圏事業が今年度から本格的に実施をされるということでもありますので、関連6市町村と広域観光振興についてきちんとやっていながら、長期滞在可能な観光アイテムの整備をしていかなければならない。それから外国人観光客につきましても、今は円高ということで昨年から大幅に減少したそうであります。けれども、これはやはりそういう経済情勢の中での減少でありますので、日本が飽きたからとか、日本に行きたくないからということではない、ということありますから、当然でありますけれども外国人の観光客の誘致についても大いに取り組まなければなりません。そういう意味では、これは観光施設ではありませんけれども、FIVBのバレーボールアカデミーは非常に大きな価値があるものだろうと思っております。

いずれにいたしましても、天地人博がこれだけ成功した一番大きな元は、やはり実行委員会に行政から任せた。行政が主導ではなくて実行委員会の皆さん方に、ほとんどのことは予算付けをしてお任せしたわけであります。そこで若い人たちが中心になって盛り上げていただいてこういう結果でありますので、この土壌はきちんと受け継いでいかなければなりませんし、また育てていかなければならない。そういうことだと思っております。

本当にいろいろの中で皆さん方からご協力いただいて、今のところは大変順調でありますので、この芽をもっともっと大きく育てるためにはまたどうすればいいのか。この事も含めて早急に来年以降のことについてのことを、きちんとたたき上げていきたいと思っております。

恒久的な天地人関連施設等の検討であります。ご承知のように伝世館はこれは恒久施設でありまして、このあと天地人博が終了された時点では、ここへ出ておりますジオラマ、あるいは甲ちゅう、こういうものは伝世館の方に展示換えをして向こうで恒久的にやっていくわけあります。けれども、一番人気を呼んでおります大河ドラマゾーンのNHK関連の展示物、これは貸与品でありまして、終了と同時に撤去ということありますので、これはちょっと難しい。そういうことあります。

それから、これだけ直江兼続公という人の素晴らしさが今、全国に伝わっているわけありますので、直江兼続公の関連文献、これらの調査研究ももっとやはり進めていかなければならない。そして、わかりやすく総合的に展示できるようなことも考えていかなければならない。それを伝世館のところにどう位置付けられるか、これを今、検討しているところであります。

天地人博延長の考えでありますけれども、篤姫が3月まで延長したとかということがございますけれども、これもご承知だと思いますが、今回から3回、3年間、大河ドラマは11月22日で放送が終了するわけあります。そのあとは坂の上の雲ですか、これを3年間にわたって準大河ドラマ的にやるということありますので。そういうことと、それからエン

タープライズとの契約は12月末までとなっており、この延長はできません。ですので、天地人博の延長そのものは考えておりませんし、考えられない。物理的に非常に難しいということだと思っております。

かてて加えて12月から3月この期間は、私どもにとってスキー客、スキー観光のシーズンでもありますので、雪が余り降らなくてきたけれども何か施設を、というところについては非常に今年の1月、2月にはこの天地人博覧会というのは効果があったわけでありすけれども。来年につきましては少しこの部分が効果的には薄れるかもわかりませんので、ですけれども、天地人博覧会の延長そのものはちょっと考えられない状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、あの施設そのものをすべて一応今年度中に取り壊すという予定の中で、あそこは防災広場的に活用するという事で補助金をいただきながら買収、取得をさせていただいたわけではありますが、あれだけの建物でありますし、その趣旨に添った活用ができないのか。今、これは去年からも事務局に検討をさせております。交付金の主旨に合わないからそれはだめだと言われるのか、こういうことをすればそれはそれでまた活用してもいいということと言われるのか、もうちょっとまだ、結果は出ておりませんが。

いずれにしても非常にもったいない。建物は非常に強固な建物でありますし、利用によっては駐車場にも何にも利用できるわけありますので、その辺を含めて。あるいは物産館的なことでもし利用できるとすれば、これはまた大きな利用価値が出てくると思いますけれども、その辺も含めて今、検討中でありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上であります。

議長 一問一答方式でお願いいたします。

高橋郁夫君 1 ふるさと納税に対する市の対応について

まず、ふるさと納税についてですが、寄附金受付件数、納税額増を目指した市の対応についてということと、告知の方法についてということと一緒に述べさせていただきますが、同郷会や各高校のOB会などへのパンフレットの送付や、例えば市内在住の方が市外の知人に送る手紙に、ふるさと納税のピーアールを印刷するとか一緒にパンフを送っていただき、その郵送料を市で負担するようなことは考えられないかについても伺います。

市長はどちらかというところ、前向きには行なわない。とりあえず取り合いにはなりたくないという形での気持ちだということなのですが、私も先ほど申したように必ずしもこのふるさと納税がいいのか悪いのかというのは別にしましても、既に各自治体間で取り合いになっているのが事実でありますので、やはりコストのかからないこういった税収を得るために最大限努力すべきかと思っておりますが、その点をまず伺います。

市長 1 ふるさと納税に対する市の対応について

これを別に否定するものではありませんので、全く取り組まないとかそういうことはありません。同窓会あるいはOB会、あるいは個人個人のいう部分の中で、同窓会やOB会につきますと、名簿は入手不可能であります。例えば高橋さんの同窓会の名簿が高橋さんの

ところへございますれば、それを高橋さんをお願いをしてそういうことはできるかもわかりませんが、やはり今はもう個人情報保護条例なんていうことがありまして、非常に難しい。ですので、なかなか個々に対しての呼びかけというのは難しいことだと思っております。

団体を通じて総会や会議の中でというそういうことは、東京の方は当然やっているわけにありますので。ただ、東京以外にどうだと言われるとそれを調べ上げてまでは、とてもなかなか我々もできかねるということでもあります。できる限りの対応はしているつもりではありますが、リスクをおかしてまでの対応といえますか、言い方が悪かったかもわかりませんが、そういうことについては、私は余り積極的に取り組まなくていいだろうという思いがあります。

高橋郁夫君 1 ふるさと納税に対する市の対応について

ホームページの告知については検討するということですが、今、確かに高校のOBなんかにはなかなか難しいということなのですが、例えば、なかなか今やっているのは大体市外の方にホームページ上などでアピールしているわけですが、市内の人に対してもやはりアピールして、他の地域に行っている方のそういった寄附を受けるようにしてもらおうような告知は必要かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

市長 1 ふるさと納税に対する市の対応について

その点につきましては先ほど触れさせていただきましたように、市報、ホームページの中で、都会に出ている方の家族、親せき、知人、これらへの働きかけのお願いはしてあります。ただ、これも個人的にあなたの家族は東京に行っているわけだがお願いしますという、これはちょっとできませんので、そういう方法しかないということです。一応それはやっております。市内ですね。市外でも同じであります。ホームページはどこでも見ていただけますので、そういう方がいらしたら働きかけしてくださいということはやっておりますので。そういう状況ではありますが、一応の働きかけはやっております。

高橋郁夫君 1 ふるさと納税に対する市の対応について

続きまして寄附者への特典の対応についてお伺いしますが、市長は本当に取り合いになりたくないし、余りやりたくない思いだということなのですが、実質、先ほど述べましたように取り合いにはなっているわけです。寄附ということでなかなか解釈も難しいですが、他市では結構3,000円から5,000円ぐらいに相当する特典をつけたりして、いろいろアピールしている市が多くございます。

先ほど申したこともありますが、寄附者に手続で面倒をかける上に、また全額控除とはならないため5,000円の負担感というのもあるという形のためでも、各市では考えているのではないかと思っております。また、そういった農産物やそういったものを送ることで当市の特産品などのアピールや、また、例えばギフト券などを付けてあげることで観光のアピールにもなるかと思いますが。実質もう既に皆さん動いているわけですし、確かに職員の事務量はちょっとは増えるかもしれませんが、基本的にコストのかからない税収になります

ので、例えそれが100万円であろうが200万円であろうが、やはり、前向きに考えていくべきだと思いますがその点どうでしょうか

市長 1 ふるさと納税に対する市の対応について

寄附をいただく方の手間といいますか、非常に難しい手続的なことはあります。それについては私どもの方で、ご相談いただければほとんどのことはやってあげられるということにしておりますので、それは大丈夫であります。では、その寄附していただいた方に特典をとということですが、理想論でありますし、私はその理想論でいきたいわけではありますが、この趣旨がふるさとを思って、そしてふるさとに対してということですが、そこで5,000円という実質負担は出ますけれども、その部分をそっくりとかそれに見合うような部分をみやげ物として送るからというのは、邪道だと思うのです私は。

いろいろなところがやっていますね。やっていますが、そう件数が上がっているというふうには聞いておりません。やはりこれは例えば松田モデルさんでありますけれども、従業員83名にまで呼びかけてそうしていただいたわけであります。ですから、本来のやはり目的を私はある意味で踏襲していきたいと思っておりますので、過度な 過度というのがどの程度のことかは別にいたしまして、5,000円分が実質負担になるのだから、では5,000円分ぐらいのみやげ物をつけてやろうかということは、私はやりたくありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

議会が全員で、それはだめだよといわれれば、やらざるをえないのかもわかりませんが、この趣旨からしてやはりそれはちょっとおかしいという思いがありますので。この松田さんほか104件でありますけれども、どなたもそのことに対して見返りが少ないとかそういうことはおっしゃっているわけではなくて、純粹にふるさとを思っていただくということでありまして、そういうこ出身の皆さん方の気持ちに期待をするということが私は大であります。

高橋郁夫君 1 ふるさと納税に対する市の対応について

今の寄附者に特典をつけるという点では、市長はそういう思いだということなのでいいかと思いますが、例えば市報などで宣伝はできるわけですが、マンション所有者などに対して市報などを送ったりできるのかどうなのか。その点と、市報でやはり定期的にそういった市報の中にちょっと載せていくようなことは必要かと思いますが、いかがでしょうか。

市長 1 ふるさと納税に対する市の対応について

マンション所有者、ここに常駐はしないけれども、という皆さん方は割合といらっしゃるわけですが、そういう皆さん方のところに特定のということは余り考えていませんけれども、要はホームページを見ていただければどこでも見られるわけでありまして。わざわざそこに市報を送ってということは、そう考えなくてもいいのかなと。それから定期的にということでありまして、これは年度の初めか終わりごろには載せるのかどうなのか。担当部長の方がその考え方を申し上げますのでよろしく願います。

総務部長 1 ふるさと納税に対する市の対応について

きちんと決まっているわけではなくて、随時ということでお考えいただきたいと思います。ホームページはご覧のとおり、ずっと載っております。以上でございます。

高橋郁夫君 2 今後の観光振興方策について

それでは今後の観光振興方策についてお伺いいたします。まず天地人放映後の観光振興についてでございますが、先ほどの答弁では観光PR室の設置をしたり、天地人アフタープロジェクトを推進したり、ボランティアガイドの会が設立してかなり一生懸命やっているということの中で、観光PR室を設置したということで私は大変いいかと思うのですが、やはり放映が終われば天地人熱も冷め、本市に対する注目度もかなり薄れます。今、注目を浴びているうちに、今しかピーアールのチャンスはないかと思っております。

そういった点で観光PR室を設置したということですが、日程的にある程度天地人博が終わるまでに次のいろいろの、例えば観光ルートを作成するとか。今、実質それぞれ先ほども各所でもってお茶などのサービスをしたり、いろいろなことを女性たちがそれぞれのところで行っているということです。そういったものを全部また市として集約をして、そして1個の例えば 市長は六日町、浦佐でお茶などのサービスということなのですが、塩沢でもまたいろいろのことをやっているわけですが、そういったものを一つにしてルートにするとか。例えばお寺めぐりなんかは昨年もありましたが、そういったものを1個の商品にしていくとか、要は観光PR室を設置したということは、そういう商品をやはり作ってそれを売り出すということだと思っております。その辺いろいろな観光ルートを確立するというので、市長の考えをお伺いいたします。

市長 2 今後の観光振興方策について

PR室がまだ設置したということではなくて、そういうことも含めて今、考えているということでありまして、今、議員おっしゃっていただいたようになぜそれをやるかというのは、当然ですが、度々申し上げております、来年以降のことについてどうやっていけばいいのかということを検討するためにやるわけでありまして、ですので、議員今、それぞれおっしゃっていただいた観光コースの選定とかですね。

さっき私は浦佐と坂戸と言ったのは、このことに関してやっていただいたわけでありまして、塩沢の皆さんは牧之通りとか、ああいうことでまたやっていただいておりますので、そう六日町と大和といったから塩沢なんていうふうに考えないでお聞きいただきたいと思うのですが、

そういう部分で、何をやっていけばいいのかということのを早急に、これから打ち出さなければならぬ。当然天地人博が終わる前に。終わる前といっても10日や20日前ではだめなわけですから、なるべく早くそれを打ち出して、きちんとおいでいただく方にピーアールしていこうという思いでありますので、またそれぞれ知恵がございましたら、お知らせいただければと思います。よろしくお伺いいたします。

高橋郁夫君 2 今後の観光振興方策について

早急にやるということで大変結構かと思っております。恒久的な天地人関連の観光振興につい

てということなのですが、ジオラマや甲ちゅうは伝世館でやるということで、その他の品物は貸与品だから返さなくてはならないということなので仕方がないと思います。例えば天地人、私は毎週楽しみにして見ておるわけですが、ナレーションの中で兼続が八海山の頂上より魚沼を見下ろす壮大なシーンが毎回放映されておるわけですが、私が例えば観光客の立場に立って考えますと、本物の壮大な景色を兼続と同じ場所に立って体感したいと思うかとは、私は思います。例えばあの場所を整備して、誰もが簡単に体感できるようにできないか、その点についてお伺いいたします。

市長 2 今後の観光振興方策について

八海山山頂からのシーンは非常に反響を呼んでおりまして、NHKの方にも相当問い合わせが行っているようであります。なお、未確認情報であります。もう1回兼続、景勝両公があのとこに立って上田の庄を見下ろして、これで越後と永久の別れだというシーンがあるやに、まだはっきりしておりません。さらば越後というタイトルで、いつ頃か放映される部分でありますけれども、そのシーンをここで撮影をしたいというような情報は入っておりますので、またそれができればすごいことでもありますし。

今おっしゃったようにあそこまで行っていただいて同じ体感をしていただくということは、非常にいいことだと思いますが、山頂の整備そのものはちょっとできません。ただ、トイレとかそういうことについての整備はきちんとやっていかなければならないと思っておりますので、それは大いに生かしていかなければならないことだと思っております。

高橋郁夫君 2 今後の観光振興方策について

3番の天地人博の延長は、ということなのですが、NHKとの契約で12月末までということできないという認識なのですが、篤姫博では3月まで延長したみたいな形に報道されているのですが、それはどういった形でやったのか私は詳しくはわかりませんが、スキー産業が全く低迷している中で冬期、スキー産業以外では現在各地区の雪祭りぐらいしかイベントはございません。何とかそういった方向でちょっとでも2カ月でも3カ月でも、ちょっと延長ができるような形では考えられないか。今一度お伺いいたします。

市長 2 今後の観光振興方策について

篤姫館がなぜ延長ができたかというのは、私がちょっと調べておりませんので、担当部長わかりますか。NHKエンタープライズから貸与された部分については、確かだめだと思うのです。です。です。それを除いて地元で展示したとか、そういう部分だけだとは思っています。今、私たちがこれはとても延長するのは無理だろうと思っておりますのは、全くゼロということではありませんけれども、NHKのエンタープライズ部分を除いて、では博覧会の延長だといっても非常にこれは疑問があるのです。一番好評を得ているのがロケの裏話的なものとかということもありますので。私どもが独自に展示しているというのは、それ以降の浮世絵の部分だとか、土産屋さんがもう確かああいう形では展開ができない。

となりますと、それよりも別にきちんとした方法を考えていった方がいいだろうとそういう思いであります。また篤姫の関係も聞いてみたりしながら、もし、あれがそっくりやれ

るようであれば、これはまた話も別だという気はしておりますけれども、一応そういう事情でございますので、ご理解いただきたいと思います。

高橋郁夫君 2 今後の観光振興方策について

最後にいたしますが。財政が厳しい中で大変かと思いますが、市長がいわれるように千載一遇のチャンスでありますので、そのチャンスを逃すことのないように、ぜひ市長に頑張っていたいただきたいと思います。最後にいたします。よろしく申し上げます。

議長 高橋郁夫君の質問は終わりました。ちょっと時間がありますけれども、半端になりますのでここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時5分といたします。

(午前11時47分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時05分)

議長 質問順位3番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 中沢一博です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます前に、最初に通告文のおわびと訂正をお願い申し上げたいと思います。2番目の質問項目の中の南魚沼市グリーンニューディールについての中で、都道府県に「地球グリーンニューディール基金」というふうに記載しましたけれども「地域」に変更していただきたいと思いますので、まずもっておわびかたがた訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1 景気・雇用対策の強化について

それでは一般質問をさせていただきます。最初に景気・雇用対策の強化についてお伺ひいたします。東京商工リサーチが6月8日に発表した5月の倒産件数、負債が1,000万円以上の部分でありますけれども、前年同月比が6.7パーセント減の1,203件となり1年ぶりに前年水準を下回りました。政府が昨年秋に打ち出した緊急保証制度など金融危機に対する資金繰り支援が一定の評価をみたものと認められるものであります。ただ、緊急保証制度で急場をしのいだ中小企業も経営環境は依然として厳しく、業績が回復しないまま制度利用から半年ほど経過した企業の中には、息切れで追加の資金調達が必要となるところも出てきているというふうにも懸念されるわけであります。

このため商工リサーチは金融機関の貸出し姿勢に変化がなければ、夏場を転換期に再び倒産が増勢をたどる可能性もあると、そういうふうにも指摘されております。倒産の沈静化が定着するかは予断を許さない現状にあると言っても過言ではないわけであります。その中で当市は21年度予算の中で緊急保証枠を拡大したことは、私は大きく評価したいと思っております。

経済産業省が5月29日に発表した4月の鉱工業生産指数速報は、前年比5.2パーセント上昇の74.3となり2カ月連続でプラスであります。伸び率は過去2番目の水準になったそうであります。景気底打ちの認識も広がり急激な生産調整で在庫水準が下がった結果、自動車や電子部品など増産に動いたことが影響したという、そういうふうに言われております。

先般も私もありました南魚沼市の地域振興局での日銀の支店長の講演でも、そのように

報告されておりました。経済産業省は5月の生産指数についても過去最大の8.8パーセント、6月も2.7パーセントアップを見込んでおります。4月から6月期は前年比9.8パーセント上昇し、5.4半期ぶりのプラスとなる見込みであるとも予測されております。

ただ、生産回復の恩恵はまだ雇用面には波及しておりません。総務省が同日発表した4月の完全失業率は約5年半ぶりに5パーセント台に突入いたしました。派遣切りなど非正規労働者の失職は一服しつつあるが、再就職できたのはあくまでも一部でありまして雇用情勢は依然厳しい状況にあると言わざるを得ません。求職者一人当たりの求人数を示す有効求人倍率も過去最悪水準の0.46倍。失業率は4月までの3カ月間で合計0.9ポイントも悪化しております。完全失業者数は同年同月比で71万人増えまして、346万人で増加幅としては過去最大となっているのが現実であります。

そこで企業の生産には持ち直しの兆しが見えたとはいえ、雇用の悪化には歯止めがかかっていないというのが事実で、ここでわかるわけでありまして、むしろハローワークの南魚沼管内の3月有効求人倍率は0.44と前年同期の0.98を大きく下がっています。先般も市長の所信表明でも報告されたとおりでございます。その後4月は0.33とも0.35とも言われております。悪化をたどっているわけでありまして。隣の魚沼市は0.25とも聞いております。

企業の間では国の助成などを活用して解雇を回避する動きも活発でありますけれども、実態としては雇用を維持するのが精一杯というのが側面であり、求人を出すまでには至ってないのであります。雇用が悪ければ個人の消費意欲が減退し、景気の回復これは遅れます。全力をあげて雇用問題に取り組むべきと感じます。

そこでまず現状をお聞きします。雇用調整助成金の当市の実態はどのようになっておりますでしょうか。次に再就職支援で緊急人材育成、就職支援基金の現在の具体的な取り組みをお聞かせいただきたいと思っております

2 南魚沼市のグリーンニューディールについて

2番目に南魚沼市のグリーンニューディールについてお聞きします。2020年までの温室効果ガス削減の中期目標が2005年比15パーセント削減に決まりました。皆さんもご承知のとおりでございます。甚大な自然災害などをもたらしかねない地球温暖化の防止は、待ったなしの課題であります。国と地方、企業そして私たち市民一人一人がそれぞれの立場で前向きに取り組む、目標を達成していかなければなりません。

そこでまず昨年度に続いての今年のクールアースデーに対する当市の取り組みをお聞かせください。昨年は市長自ら、もし家にいたならば電気を消して参加したいと述べておられました。一歩進んだ取り組み、ライトダウン運動などを7月7日七夕の夜、照明を消すことで温室効果ガス削減の市民への周知、啓発などを強く求めます。昨年度はライトダウンを国内で7万6,000箇所実施されたとも聞いております。約3万世帯が1日に消費する電力を削減したと紹介されておりました。

あわせて昨年も提言させていただきましたけれども、職員に対する月1度のノーカーデー

実施等の検討はいかなものかと再度聞かせていただきます。

次に都道府県に「地域グリーンニューディール基金」が創設されました。地方の公共団体が行う地球温暖化対策のために、施設整備等に対する支援であります。地球のCO2削減計画の策定を義務付けられたものの、地方は財政が厳しい状況にあります。さらに環境対策実施が必要とされているわけでありましてけれども、当市はこの基金をどのように活用し、特色ある南魚沼市グリーンニューディールを展開しようとしているのか、環境対策をより一層前進しようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

本配付された緊急特別交付金の中にも、公用車2台の更新なども入っておりますけれども、地域の活性化、地域における低炭素カー・エコカーを推進する意味でもまたとないチャンスと私は思います。井口市長のリーダーシップをお伺いいたします。

3 当市の危機管理体制について

3番目に当市の危機管理体制についてお伺いいたします。今回の新型インフルエンザの問題で以前から言われていたとはいえ、最も住民に身近な自治体として危機管理はいかにあるべきかが問われたように思います。国・県・市の連携なくして危機管理は不可能であります。むしろ市町村の自治体でまず危機管理体制を整備して、広域でなくてはできない危機管理は、県・国が行うという順番にすべきと私は思います。多様化する危機から住民の生命と財産をいかに守るか。国任せ、県任せではなく市行政で専門組織の体制を設ける時期にきているかと私は思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

同時にWHOが新型インフルエンザの警戒度を、フェーズ6の最高レベルに格上げされました。過去の歴史をみたと、最初よりも恐ろしいといわれている第2段が秋以降に来到と言っている専門家もいます。先ほどのテレビでも新しく進化している。そして次の形で襲ってくるというような報道もされておりました。そのことを考えたときに、全国から多く来ている当市として真剣に取り組むべきと感じます。今回の交付金の中にも新しい策が入っております。当市の現状を精査した中で結構でございますのでお聞かせいただきたいと思います。

4 健康支援・がん対策の強化について

最後に健康支援、がん対策の強化について3月議会に引き続きお伺いいたします。国が都道府県に策定を義務付けたがん対策推進計画の内容は質に大きなばらつきがあり、地域によるがん対策の格差が拡大されたと懸念されております。その中で全国的にも数値目標や向上に向けた方策を明記したのは、この私たち新潟県と静岡県だったそうであります。そういう面では我が自治体もかなり取り組んでいると私も思うわけでありましてけれども、その当市の目標はどのようになっておりますでしょうか。市民に熟知されておりますでしょうか。

3月議会でも提言させていただきました。女性特有のがん対策について乳がんの検診、子宮頸がんの実施、そして休日や早朝、夜間などの検診実施など検診しやすい環境をどう進めていくか。そんなにすぐできれば苦労しないよと、現場は思われるかもしれませんが、待たなしの対策でございますので、現況をお聞かせいただきたいと思います。以上、壇上

からの質問とさせていただきます。

市長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 景気・雇用対策の強化について

景気雇用対策強化でありますけれども、今ほど議員おっしゃったようにハローワークの南魚沼管内4月末の有効求人倍率が、パートを含めると0.38、今までにない低い数値であります。それまでといいますか現在の経済状況はもうおっしゃったとおりでありますので、生産等については在庫調整が進んだ結果、やや上向きであります。雇用については依然厳しいというそういう状況であります。市では緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、21年度はこの6月補正を含めると30名の新規雇用を創出。そして先般の国会においてこの基金の積み増しが決定をしておりますので、また9月補正予算の段階でさらに拡充をしていきたいと思っております。

ご質問にございました緊急人材育成・就職支援基金につきましては、厚生労働省においては4つの事業が計画されているようであります。一つが雇用保険を受給していないものに対する職業訓練の拡充と生活費の貸し付け。それから2番目が十分な技能や経験を有しないものへの実習雇用・雇い入れ支援。3番目が介護、ものづくり分野への職場体験、見学の実施。それから4番目として長期失業者や住宅創出失業者、これの再就職支援としての民間職業紹介事業者への事業委託ということがあげられております。これは先の国会で可決したばかりでありまして、私たちの市に要綱や要領、原案これらもまだ届いていない状況でありますので、事業内容の詳細が不明であります。

しかし、基本的にこの事業のほとんどはハローワークで実施される予定でありまして、市町村が事業主体、実施主体になることはないような状況であります。けれども、事業の詳細が明確になり次第、当然ですけれどもハローワークと連携して市民への周知、職場見学の受託先のあっせん、これらの側面支援をこのことについては行っていきたいというふうに考えております。

いずれにしてもこの雇用問題はそうそう簡単にどうも回復するという見込みではありませんので、今の6月補正、それから最終日に提出いたします活性化交付金5億4,000万円の投入先。これらも含めて要は仕事をとにかく創出をして、雇用の拡大に努めていくということが私たちの基本でありますので、またよろしくお願い申し上げます。

2 南魚沼市のグリーンニューディールについて

グリーンニューディールについてでありますけれども、環境省のこの「クールアース推進構想」につきましては今おっしゃっていただいたように、7月7日、これが「セタライトダウン」ということでありますけれども。今、市ではこの6月15日の市報で、6月20日から7月7日までの間の「CO2削減 ライトダウンキャンペーン」を実施することにいたしまして、特に6月21日の夏至の日に「ブラックイルミネーション2009」それから7月7日のクールアースデーに「セタライトダウン」こういうふうに題しまして、夜8時から10時までの2時間程度、一斉に消灯していただくことを呼びかけようと思っております。ま

た、市も当然ですけれども自ら消灯を実施するよう、職員も含めて関連部署に呼びかけているように思っております。

ノーカーデーにつきましては、これは例えば実施をしようとする日が完全に晴天でそして、という状況があれば、ある意味ではちょっと遠い方も、そして公共交通機関のない部分についても自転車ということは考えられますけれども、そうでないとなかなかこのノーカーデー、全くゼロということにはいかない。この状況はご理解いただけたらと思うのですが、

常に乗り合わせとか利用できる公共交通機関があればそれを利用するように。そして2キロ以内は車での通勤は認めないという方向も出しておりますし。とりあえずはそういうことを呼びかけながら、1日1回だけというそういう取り組みも必要ですけれども、恒久的にとにかく車に乗る時間等を減らしていけるようなことを、一緒になって考えていかなければならないと思っておりますし、職員にも十分呼びかけはいたしております。

それから環境省の方で地球温暖化防止対策の促進と景気雇用の下支えと、こういうことをねらいまして地域グリーンニューディール基金を全国の都道府県・政令市に設立と構想を発表したところでありますが、これは県にお話を伺ったところまだ具体的な通知、これがまだ来ていない。詳細が判明していないのでそれが判明次第、市町村を集めて説明会を開くということになっております。市町村も含めた事業計画になるのだろうというふうに期待しております。

設立に当たりましては都道府県・政令市が省エネ設備の設置・維持補修に伴う雇用創出効果などを示した事業計画を策定しなければならない。非常にまた何ていいますか、煩雑な部分もあるようでありますけれども、そしてそれに対して環境省は優れた施策には手厚く配分するというところであります。

今、私どもは先般もお話し申し上げましたように地下水熱利用融雪システム等を取り上げながら、この地域にとってやはり喫緊の課題となっている地盤沈下があるわけでありまして。こういうことに的を絞った計画案を出していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

3 当市の危機管理体制について

危機管理体制であります。この新型インフルエンザ、その前の鳥インフルのまん延の恐れとか、あるいは今また北朝鮮の核実験あるいはミサイル発射、ありとあらゆる今までには想定できなかった危機が発生をしているわけでありまして。この危機管理という部分につきましては本当に何ていいますか、今までの経験やそういうことでは対応しきれない、そういう状況になってきているものだというふうにとらえてはおります。

そしてそういう必要性からその危機対策専門の部や課や室を設置したり、あるいは管理監を置いたりする自治体も増えていると、このことも事実であります。そういうことでは当然ですけれども今ほど触れましたように想定外の危機が発生する恐れというのが相当あるわけでありまして、その危機管理計画あるいは準備、これは重要なことだというふうに認識しております。

そういう中で危機管理担当の専門部署の必要性　それを置くか否かということでありま
す。必要性は高まってきておりますので、定数管理あるいは機構改革、これらと併せながら
検討していく段階に入っているということでもあります。

今県内20市の課あるいは室、それらの設置状況であります。部を置いているのが1市、
局が1市、課が3市、室が6市、係が6市、なしが3市ということでもあります。なしという
のもありますね。そういうことでもあります。

それから新型インフルエンザ対策の現状でありますけれども、21年の4月30日午前9
時にこの市の新型インフルエンザ対策本部、市長を本部長とする部分を立ち上げさせていた
だきまして、あわせて大和庁舎の保健課内に新型インフルエンザコールセンターを設置した
と。これはご存知だと思います。

コールセンターは当然ですけれども8時半から6時まで。そして祝日等も受付をしており
まして、相談受付件数が6月11日現在で134件となっております。あわせて対策本部も
同じ時間帯で総務課職員が待機して国、県からの緊急連絡への対応をとっている。ですので、
休みなしでこの対応には努めているということでもあります。

5月1日と15日の2回に、コールセンターの設置や新型インフルエンザの情報に関する
チラシを全戸に配布させていただきました。また、当然ですがホームページあるいはFMゆ
きぐにでも情報提供を行っている状況であります。

5月29日に市内の医師、薬剤師、保健所等の情報交換会を開催させていただいて、情報
を当然ですけれども共有しなければなりませんし、議員おっしゃったようにこの後の第2波
といいますが、秋からのこの対応について協議を今、行っているところであります。現在市
が「南魚沼市新型インフルエンザ対策行動計画」これは暫定稿。及び「南魚沼市新型インフ
ルエンザ発生時の業務継続方針」これも暫定稿でありますけれども、これを作成してこれに
基づく各部局等の業務継続計画に係る優先業務の洗い出し調査を今やっているところであり
まして、整備を図っているところであります。また、今回の新型インフルエンザは幸いにも
弱毒性ということでありましたので、国や県は強毒性以外でも想定した処理方針や行動計画
の見直しを図ったところでありますので、これも国・県にあわせて市の方でも改定作業を進
めているところであります。

科学の進歩で解明される部分も非常に多くなってきておりまして、先ほど議員触れました
ように今ほどのニュースでは、細胞に何か付いて増殖するとか、その前、今日の朝だったで
しょうか、新型インフルエンザの生態系といいますが行動の部分を全部電子顕微鏡でとらえ
て、何かそれを写真化して、映像化して。これは世界初だそうでありますけれども、どうい
う行動といいますが、それを繰り返すのか。そしてどういう形状で、どういう組織でという
ところまで一応つかんだようでありますので、そういう部分にまた期待をしているところ
でもあります。

いずれにしろなかなか大変なことでもありますので、この上にももしも鳥インフルとか強毒性
のものがまた発生をするなどということになりますと、まさにパニック状態になるわけであ

りますので、非常に心配はしております。心配しておりますが、まあとにかくそういう状況になったときにどうすれば市民の健康、安全、命を守れるか。そしてパニック状態に陥らないようにきちんとやっていかなければならないわけですので、その対応を今きちんとやろうと思っているところであります。

なお、予算の中にまた出てきますけれども、防護服等も今の状況の中で整備をさせていただこうと思っております。

4 健康支援・がん対策の強化について

がん対策の強化であります。このがん対策につきましては年1回程度の受診をお願いしている。これは議員ご承知のとおりでありますし、それからこの未受検者動向を把握するために未受診。未受検ではなくて未受診ですね。理由を随時アンケート調査しております。年内に集計して未受診者対策に生かしていきたい。なぜ受診しないのかということです。例えば手間がないとか、あるいはお金がかかるとかいろいろの理由がありましようので、それらをきちんと把握をしてそれを解消していくという方向に努めていかなければならないと思っております。

4月から子宮がん・乳がん検診を皮切りに各地で10月まで検診を行っているところでありますが、10月末と11月末に計3日未受診者のための検診予備日を設けてありまして、受診勧奨の働きかけをとにかく進めていかなければならない。

それから国が補正予算によりまして緊急経済対策の一環としての中ではありますが、本年度実施する子宮がん・乳がん検診による受診への動機づけ及び勧奨対策による受診率の動向、これが出てきますのでこの動向には注目したいと思っております。この問題点は5月29日前に実施したものは対象外だというような部分がちょっと出てくるようなことがありますので、この辺がちょっと問題点でありますけれども。

それから女性特有のがんの検診推進については、対象者に対して受診無料クーポン券を配布し受診を促すようにしております。平成21年度の経済危機対策の一環として実施される平成21年度限りのこれは事業であります。21年度限りですね。それから健康増進法に基づく市町村が行うがん検診のうちの、一定年齢に達した女性に対して行う事業。これはもうおわかりでしょうけれども子宮頸がんが20、25、30、35、40。乳がんが40、45、50、55、60。この方たちでありまして、クーポン有効期間が公布した日から6カ月以内ということになります。

これらが主体でありますけれども、この対応として現在2年に1回の受診、これは偶数年で行われておりますけれども。それとは別に今回1回限りの特別実施。これは先ほど申し上げたとおりであります。ただ、国は受診率の動向を見て次年度以降の実施についても検討していくということでもありますので、極力やはり受診率を上げて来年度以降にもこの制度が続くように期待をしたいと思っております。

それからもう一つは受け入れ受診機関。これは医療機関でありますけれども、この実施のための契約が必要だということになります。

それから基準日現在での対象者の抽出送付書類。これが案内、クーポン券これなどの事務準備。この作業調整が必要でありまして現在実施に向けて担当課では検討を進めておりますが、先ほど触れましたように問題点、課題点といいますかは、この前に実施した人は対象外だと。5月30日以降の人は無料クーポンも行くしとか、そういうことがある。これらをどう調整すればいいのかちょっと今苦慮しておりますけれども、これを今ちょっと検討しているところであります。

そんなことでがん対策についても本当に日本では一番の死亡率の病気でありますし、新潟県ではまた特に高いということでもあります。私たちの地域も当然そうでありますので、この撲滅に向けて取り組むべきことは課題はたくさんあるわけでありますけれども、一步一步着実に前進していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

議長 一問一答方式でお願いします。

中沢一博君 一問一答方式と今、議長から言われましたけれども、私としては初めてのことでございまして、不慣れでもし失礼な段がありましたら、最初におわびしたいと思いますがお許しいただきたいと思えます。

1 景気・雇用対策の強化について

雇用調整助成金について具体的な数字が 私も言わなかったですから結構でございますけれども、かなりこの部分で全国的にも380万人でしょうか、今現在受けているということで、これがもしなかったら大変なことになっているという状況であります。ちょっと我が市の状況がもしわかったら教えていただければありがたいなと思って。これは通告分にはございませんでしたので、もしあれでしたら結構でございますけれども、お願いしたいと思っております。（「何をですか」の声あり）

調整助成金の実態。今、我が市としてどのくらいの人数でなっているのだろうかという部分。そういう掌握というのは、雇用調整助成金ですね、おわかりだと思います。その実態が、実際に我が市に対して大体どのくらいの人数がこれを受けているのだろうかということです。これは中小企業に関しては9割、今は国が補助してくれるという大変素晴らしい制度であるわけありますので、やはり有効活用をこういうものはすべきであるというふうに私は感じている次第でございます。

そしてこの再就職支援での緊急人材育成、就職支援基金についてでありますけれども、これは市長の方からまだ現場の方によく降りてきていないというふうなお話でございましたから、それ以上はそういうことであればあれですけれども。今やはり私ども 多分ここにいられる30人の議員もそうだと思いますけれども、市民相談を受けるのが一番多いのがやはりこの部分でございます。とにかく仕事がない。とにかく困っていると。お金が底をついたと。どうしたらいいのだという本当に切々たる、厳しいそういう相談を、多分この議員の中でも多くの方が受けているかと思えます。

そういう面で中小企業に関しては今言ったように、雇用調整助成金というのがあるわけあります。そして例えばこれを私は個人の場合ですね。先ほど市長もおっしゃったように例

えば失業保険を受けられている方は、失業している方の2割くらいしかいないというふうに聞いております。ではその人たちはどうするのだろうということなのであります。

例えば我が市でどんどん失業が出る。今、よく生活保護の問題をやられますけれども、我が市では生活保護は1.6であります。全国平均が12.2でしたでしょうか。県平均が5.9という。私はこれは率を上げるとかそういう次元ではなくて、大変素晴らしいことだと思っております。そのくらいやはり我が市はまさに義と愛に、お互いに扶養家族ではないけれども、助け合いながらやっているという事実で、私は誇る部分だと思っております。

ただ、いつも壁になるのは、財産があるのでやはり生活保護を受けられないわけですね。これは当たり前のことであります。そうかと言って、例えばでは財産がない方はすぐ生活保護を受けられますけれども、私たちは大体何らかの形で家は持っているわけですから。そうかといって売れといったってそんなに簡単に売れないわけであります。そういう予備軍をどのように我が市は救助しているのかまずお聞かせいただきたいと思っております。

市長 1 景気・雇用対策の強化について

お答えいたしますが、この緊急雇用安定助成金の雇用調整助成金でありますけれども、ハローワークでは把握をしておりますが実態の数値はこれはまる秘事項だそうでありまして、具体的な数値がちょっとお答えできませんけれども南魚沼市内、それから魚沼市内あわせて7,000人から8,000人ですか、くらいの状況だという程度でひとつ。圧倒的に南魚沼市の方が多いことは間違いありません。大きなといいますか、いわゆる就業者数が非常に多いわけありますので、そんなところでひとつご理解いただきたいと思っております。

何か考えればなぜ発表できないのかわかりませんが、一応まる秘というふうに言われておりますので情報を漏らしたなんていうとまた困ります。そんな程度で勘弁いただけるのか。その程度でいいのか。ではそんな程度でひとつよろしく願いいたします。

生活保護といいますか、生活保護を受けるには障害があり 障害といいますか財産がある。けれども仕事がなく生活ができない。そういう皆さん方がこれも・・・失業保険も受けられない。そういう方がではどうすればいいのかというのは、個々の事例でお答えするよりどうしようもございませんので、とにかくそうでありましたら市の方にご相談においていただきたいと思っております。ただ、生活より失業保険は受けられないし仕事はない。普通、会社を自己都合でなくて辞められれば、失業保険を受けられないということはないわけです。ただ、受ける期間もありますから勤めている日数が少なければほんの微々たるもの。またすぐその保険が切れれば、無収入状態になるということは想定はされます。その辺がちょっと個々の事例でないといかんとお答えし難い部分がありますので。

とにかくご相談においていただくということで極力対応できるようにやっていきますけれども、そんな状況だということをご理解いただいて、そういう方がいらっしゃいましたらぜひとも市の方にご相談においていただきたい、というふうをお願いしたいと思っております。以上です。

中沢一博君 1 景気・雇用対策の強化について

ご相談いただきたいと、市長からそのようなお言葉いただきました。本当に路頭に迷っている、どうしたらいいのだ。なかなかそういう部分は大体初めての経験の人が多いわけですので、どうしたらいいのだという方がかなりいるかと思えます。市長も先ほど生活保護、失礼、生活というか失業保険を受けられていない方はないというような表現を・・・(「いや、ないではなくて」の声あり)少ないという(「そういう意味ではない」の声あり)ではないのですね。

(「そういう方がいらっしゃるということを一いちいち言っは」の声あり)

議 長 続けて。

中沢一博君 1 景気・雇用対策の強化について

はい、かしこまりました。すごく我が市では要するに失業保険をもらっている方はいい方なのです。正直なところ。私が調べているに関しては。失業保険もかけてもらえないというそういう業種が多いということ、まず実態をおわかりでしょうか。

市 長 1 景気・雇用対策の強化について

会社組織の中であれば一般的にそれは考えられない。ただ、個人で商店を営んでいたとかそういうことの中で例えばそれが不振になって仕事がなくなった。そういうものはあるかもわかりませんが、こういう制度の中で一般的に働いているけれども雇用保険をかけない、そして受給ができないというのは、私はそう多いものだとは思っていませんでしたけれどもそれが多ければ、どこかにその制度の欠陥があるということだと思っております。担当の方でそういう状況をもしつかんでいたら、先に1回答弁させます。

産業振興部長 1 景気・雇用対策の強化について

大変申し訳ございませんが、先ほどのハローワークがつかんでいる部分と重複する部分がございます、私どものところには概数の部分というかこういう状況だよということはあるんですが、具体的な数値としてもらってございません。ただ、今ほど言われましたが、雇用保険の掛金をかけられないという企業があることも承知してございますので、昨今のこういう状況の中には必ずしも全部雇用保険に入っている方々が多いというふうには見てございません。以上です。

中沢一博君 1 景気・雇用対策の強化について

私のところの把握不足かもしれませんが、我が市はすごくそういうのが多いように私は感じております。結局そういう方が切ながっているわけですので、そういう人が状況があるかもしれないのですけれども。そういう人たちに今、なかなか愛の手を差し伸べられないという、そういう実態だということにすごく歯がゆさを感じている私は一人のわけであります。そうした中で先ほど言ったように、例えばこれから新しくこられるというこの基金ですね。その基金の訓練基金生活支援給付金という、こういう制度がこれからあったときにいち早く担当現場で、こういう貸付制度があるというふうに通かなければいけないと私は思うのです。決して生活保護ではなくして、今は大変だけれどもとにかくつなぎで何とか借りてでもやりたいという、そういう制度を私はもっと皆さんに教えるべきではないか。また作る

べきではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

市長 1 景気・雇用対策の強化について

先ほど触れましたようにこの生活費の貸し付け等については、まだ詳細が出ておりませんので皆さん方にお話をしていないわけでありまして、詳細が出てくれば当然広く周知をして、この利用を呼びかけるわけでありまして、では恒常的にこういう部分を市の単独で、という部分については今までそういう状況に陥ったことがそうなかったわけでありまして余り考えてはいませんでした。が、貸し付けでありますので、例えば学校に行くために借りるといふ、そういうこととある程度同義語だといふふうに解釈をすれば、設けられないことはないような気がします。けれども、ちょっと今ここで設けるとかということまで断言できませんので、検討させていただくという程度の答弁にとどめさせていただきたいと思っております。

いずれにしろさっき触れましたように、ハローワークが主体となって実施するということがほぼ明確になっておりますので、早くその部分を聞き出して、周知をして利用するように呼びかけていきたいと思っております。なおまた、そういう皆さん方は、先ほど触れましたようにどういう状況でどうでという、全く遠慮することはございませんので、市の方に相談においていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中沢一博君 1 景気・雇用対策の強化について

ありがとうございます。市長の暖かい・・・検討というか、してみようという部分をいただきました。本当に実際待たなという状況が刻々ときているのです。それは何かという今、例えばうちの方では臨時職員を雇用しました。市長もおわかりのとおり2月くらいは、例えば20人募集しても7人とか8人しか来なかったのです。それは何かということ、自分たちは失業保険をもらっているから余裕があったのです。ですけれども今はご承知のとおり例えば臨時職員を4人募集したら20人来るわけでありまして、5人するとしたら15人も来るという、そういう実態なのです。大体一般企業でも一人募集したならば15人が応募する。そういうのが実態になってきているということなのです。そういうことを考えたときにすぐ生活保護ではなくして、生活保護とそのいく予備軍の人たちをやはり何とかしなければいけないときにきているということ、市長は検討したいということによっていただいておりますので、私は本当にそれをまず期待したいと思っておりますので、この点ひとつよろしく願いしたいと思っております。

それとハローワークの件ですけれども、やはりハローワークは連携が大事になってくると思います。それから職業訓練校、市長も運営協議会の会長をやっておられますけれども、そういう連携がやはりこれから大事になってきて、県では1,500人をしていたけれども結局何人もできなかったのです。そういう実態なのです。やはりそれは行政との連絡がうまくいっていないからそういう現実になってきているのです。そういうことをやはり連絡をもっと大事にすべきと思いますが、その点をもう一度お願いしたいと思っております。

市長 1 景気・雇用対策の強化について

国・県との連携はこれはもう当然でありますし、きちんと連携していかなければならない

と思いますし、それから一般の皆さんに対しての周知であります、個々にすべてを周知するというのがなかなか不可能でありますので、私たちがとれる方法は市報あるいはホームページ、そして臨時的なチラシといいますが、そういうこと等が主になるわけであります。それでやはりこれは一般の皆さん方も、そういう市報等に本当によく目を通していただいて、利用できるものは利用していただきたいと思っています。

ひとつ懸念しておりますのは今、商品券を発売しています。まだ売れきれないのです。2割のプレミアムを付けて、土日もこの土日はやったわけではありますが、もう少しまだ残ると。周知されていない部分といいますが、個人のところに全部通知が行っても、欲しくない人は別です。欲しくない人は別ですが、そういう部分をうまくご利用いただけない。あと250枚から300枚程度だそうでありますから、もう1日や2日では売り切れるのでしょうけれども、それにしてもちょっと何ていいますか売れ行きが鈍かった。

こういうことも見ますと非常に行政は行政なりにやるわけですが、どういふそれでは周知の方法をとればいいのかというのは非常に難しい。ですのでありとあらゆる方法をできる限りのことはやりますけれども、また一般の皆さん方からこういう機会がありますので、十分市の出している市報とかそういうことをご覧いただいて、制度等を熟知とは言いませんけれども。まあ気になる部分、そういう部分は全部問い合わせいただければ結構なわけですので、そういうことにもひとつまた議員からもまた市民の皆さん方にも呼びかけていただければと思っているところであります。よろしく願いいたします。

中沢一博君 1 景気・雇用対策の強化について

ありがとうございます。ちょっと商品券の件が出ましたけれども、今現在の状況の、販売のああいふ三体制の中で250枚くらい余っている。私は大健闘していると思います。正直言って。今の旧町村に1箇所しか配布していない。他の自治体は銀行とかいろいろな部分を考えてしている中で、あれで250枚くらいだったら私は大健闘だと思っておりますので、そういう市長の英断で何とか雇用を本当に底上げしたいのだという思いを、やはり多くの市民から感じてもらいたいなというふうに、逆に応援したいと思っております。

2 南魚沼市のグリーンニューディールについて

そこで時間があれですので次の南魚沼市のグリーンニューディールの件でありますけれども、クールアースデーについてホームページ等で多分これから掲載されると思いますので、していただきながらひとつどんどんアピールしていただきたいと思います。

ただ、ノーカーデーの件でありますけれども、私は行政が、やはり職員さんがもっと市民に見える形にしてもらいたいという思いがあるのです。そんなこと言ったら皆さんからばかだと言われるか これはちょっと失言。大変な言葉で恐縮でございますけれども 私も実は今日、自転車で来ました。家内が先ほどの定額給付金で。私はいつも一般に言われるママさんチャリで通ってきていますので、家内が子どもから変速用自転車借りて、今日は勇んでもう来たわけではありますが、本当に気持ちが良かったです。私は天候のいい日ばかりではなくて、やはり交通機関、一般の交通機関をしながらやはり1日、職員からま

ずそういう今日は車を使わないにしよう、何らかの公共機関を使ってでも乗り合わせよう。例えば時間帯の、こちらの地域、我々の地域ですからバスだとかあんまりああいう時間は、いい時間がないわけですがけれども、そうなったら例えば特例で市長の英断で、時間差の出勤をすとかそのくらいして、やはりもっと私たちに自治体から動き始めたぞという、そういう部分を見せるべきではないかと思えますけれども、その点いかがなものでしょうか。

市長 2 南魚沼市のグリーンニューディールについて

ノーカーデーということに限ったことではありませんけれども極力取り組んではいますけれども時間差出勤をやってとかそういう具体的なことは、失礼ですけれども私は余りそこまで考えたことはなかったのです。その成果がどうあるかということはおっしゃったように微々たるものであります、取り組む姿勢と。姿勢ということの中では市も環境行動計画とか、あるいはバイオマスタウン構想とかそういうものを出しながら呼びかけているということでもあります。

これはおしかりを受けるかもわかりませんが、例えばこの本庁に来るに、具体名を挙げて失礼ですけれども塩沢の清水から、車に乗って来られないと、来るなど。あるいは自転車か何かで来いということになったときに、その個人だけでは時間的には10時までに来てもらえればいいのか、非常に難しいことです。これは口で言うのは簡単ですけれどもね。口で言うのは簡単ですけれども、では帰りはまた早く帰っていいのかといろいろな問題が出ますし。ただ、職員の取り組む気持ちがないということではないのです。非常に困難があると。

都市部では簡単に言っていますよ、ノーカーデー。それはバスや地下鉄や何か相当整備されていれば、ふだんがノーカーデーのようなものですから。それはそれであれですけれども、取り組む気持ちが薄いとかが、私がそれに熱心でないとかというのではなくて、実現には非常に困難がありまして、余り掛け声だけでやって実行の上がらないことよりは、きちんとやることの方を着実にやっていこうと思っております。

ノーカーデーと ノーカーデーとは申しませんが減化、減というのは英語で何というか知りませんが、ダウンですか何ですか。そういうことくらいはまた呼びかければ呼びかけられるかなと思っておりますけれども、ノーカーデーということについては、ちょっとまだ私がそこまでの取り組みが念頭にございましたので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

中沢一博君 2 南魚沼市のグリーンニューディールについて

安心しました。市長の先ほどの答弁を聞いていると、もうやる気がないようなあれでしたけれども、そうではないように後でなりましたので安心しました。何遍も言うようですが、地理的な条件の悪い十日町さんが頑張っているわけでありまして。全く検討に値しないとは私は思っておりませんので、やはり執行部というか自治体の方から動いているという部分は、この温暖化というものを考えたときにはやはり大きなお一人お一人力を私は持っているというふうにいるわけでありまして。

例えば今いよいよエコポイントが始まりました。聞いてみたら12日の日、量販店関係が集まってしているというふうに聞いております。まだ現実にこの地域はこれからだというふうに聞いておりますけれども、やはり家庭が今すごく興味を持っておりますので、そういう推進等をどんどんしていただきたいと思います。例えば前年比、電気がかなり少なくなった。その領収書を添付して持って行って申請すればポイントがもらえるとか、そういうような家族単位の動き方もそろそろしてくる、そういう状況ではないかというふうに私は思います。

今回のニューディールの、これからだという事ですけども、すごく今までの基金にも感じるのです。いろいろな基金もそうですけれども、全部、小憎らしいと言ったら言葉が悪いのですけれども、全部県がプールしているわけです。申請しなければ降りてこないのが一番の問題なのです。今回の緊急みたいにすぐ降ろしてくれれば問題ないのですけれども、私たち自治体が手を挙げないと降りてこないわけです。ですから早く、いち早くそういう計画をして、県にこういうことをしたいのだけれどもどうだというふうに、やはりしていかなければいけないと思いますけれども、その点の決意のほどをまた市長から再度大変恐縮でございますがお願いします。

市長 2 南魚沼市のグリーンニューディールについて

これも先ほどちょっと触れましたように、細かな点は申し上げませんでしたけれども、当然ですが県に基金があつてそれを市町村が事業計画を出して該当してくるということですから、喫緊の課題である地盤沈下対策を基にした地下水熱の利用とか、そういうことについてはこれは私たちの地域の独特のものでありますので、これらを柱にしてやっていかなければならない、そういう計画は出したいと思っております。が、今、具体的なお話をいただいたような電気の使用量を削減したらそれをポイント制にしてどうかこうとかというお話についても、これはそういうことが可能であれば担当の方で、まだこれから出していくわけありますので検討して、出していければと思いますけれども、実際そういうことが可能でしょうかね。ちょっと私は疑問なのですけれども、それらはですよ。わかりませんが、ありとあらゆる方法は考えようと思っておりますので、またいろいろな面でひとつご指導いただきたいと思っております。

中沢一博君 2 南魚沼市のグリーンニューディールについて

ありがとうございます。頭のいい優秀な職員さんがおりますので、可能な限りしていただきたいというふうに思っております。

3 当市の危機管理体制について

次に危機管理についてお聞きしたいと思いますけれども。危機管理室という名前はというのがというのは別として、市長ももう検討する段階に入ったというふうにおっしゃっております。それを聞いて本当に安心しました。なぜ私はこんなことを言うかということ、実は先日、先般私の地域で野焼き火災がありました。ご承知のとおり。県警、また自衛隊のヘリが来ました。火災が出ました。そのとき市の対応というか状況を、私はすぐ現場に行ったときに、市長はその野焼き火災についてどのような・・・一般的に例えば総務課が何時ごろ現場

に着いたとか、どういう指示を行ったとか、そういうふうな形を。例えばどういうのが問題点だったとか。そういうまず総務課がどういう行いをして、どういう報告を受けたか。知っている限りでお聞かせいただきたいと思います。

市長 3 当市の危機管理体制について

消防に第一報が入っているわけです。それと同時に確か総務課の方にも、野焼きといいますが、山火事だとか野良火事だという情報が入っているわけです。私が具体的に私も現場に行かなければならないという思いに至ったのは、総務部長とあれは総務課長だったか担当か。二人であれは午前中だったね、12時前後ですか。現場に行ってそしてその情報を聞いたときに、これはちょっとやはりひどいことになっているということで現場に向かいました。

現場に向かう途中にまた担当から電話が入りまして上空から、あれは県警のヘリでしょうか。見ていたら火の手が何箇所からもあがっているの、これはもう今の対応では非常に厳しいから自衛隊の出動を要請したらどうかと。しますか、しませんかと言うから即座に、それでは自衛隊の出動を要請してください、ということで要請いたしました。その前にも県の方の防災ヘリが、その日は見附で活動中でありまして来られませんでしたので、協定を結んでいる福島県から例の水をまくヘリが飛んできていただいて、あの活躍によって自衛隊のヘリ、自衛隊の皆さんが実際に行動するまでには至らなかったわけでありますけれども。

情報の伝達等にすればその件については、私は特別対応が悪かったとか遅かったとかそういうことはなくて、非常に迅速にやれたというふうには思っております。現場の皆さん方がどう感じておられたかというのは、まだ私が直接伺っておりませんのでちょっとわかりませんが。そういう対応で、でもまあ危機管理的にはうまく機能したというふうに私は自負しておりましたけれども、そんな状況であります。

中沢一博君 3 当市の危機管理体制について

市長、総務部長がいち早く行かれたということでありましたけれども、すごく私を感じたのは、例えば私もそのときこの本庁舎にいましてすぐ飛んでいきましたが、例えば水の確保ができない。そういうときではどうしたらいいか。消防団は必死になって飛び回っているときに、例えば土のうで引き止めて水を確保しなければいけない。これは電話をしたけれどもこっちにはない。私だったら担当者がすぐ飛んで来る、物を持って飛んで来るくらいの体制があつてしかりではないかというふうに思うのですけれども。正直に言って総務課の担当、現場の担当責任者が現場に何時ごろ来たのでしょうか。どのように報告を受けていますでしょうか。

市長 3 当市の危機管理体制について

私がそこまで、当然確か連絡的な部分があつて私が決済しているわけですが、何時にどうしたということまではとてもここで覚えておりませんので。ただ、議員お話がありますが、あそこは水が非常にない部分でつなぎポンプで揚げたりいろいろやって大変な苦勞をしておりました。土のうがあるとかなないとかというそういう話というのは、私は特に聞いていませんでしたけれども、そこに問題があつたのかどうなのかちょっと私はわかりません。

ただ、我々が迅速に対応すべきということは、要は類焼、延焼をとにかく最小限に食い止めようということでもありますので、その点ではヘリをすぐ頼んで、それがすぐ飛んで来ていただいてああいう活動でありましたから、これについては私は抜かりはなかったと。ただ、何時にどうだこうだというその部分まで、今、ご質問を受ければちょっとわかりませんけれども、時間的な対応の中で現場を見るのが遅れていたのがどうなのか。ちょっと私はそこがはっきりしませんけれども、消防の方でそれをわかったらちょっと言ってみて・・・わからない。そんな状況です。

中沢一博君 3 当市の危機管理体制について

本当に私の質問が不慣れで、大変細かいこんなことまで聞いて。私は云々というよりもすごく危機管理に対する、職員に対する。どなたが云々とは言いませぬけれども、その方が多分5名だったかと思えますけれども現場に到着しました。何をされたか。多分本人の方はいろいろあったかもしれませんが、私が見ている限りにおいてはちょっとどんなものかなと。ここでは言われませぬけれども、どんなものかなという状況でございました。現場に行って一生懸命動こうとするそういう対応すら感じられない。本当に私は悔しかったです。はっきり言って。

そういう危機管理を感じたときに、今、市長が言ったように、もっとどこにさっと連絡してすぐ動かれる体制をするべきであるという、そういう状況を市長はこれからつくりたいと言っているわけですので、本当にそれを期待したいと思っております。

4 健康支援・がん対策の強化について

最後、がんであります。本当に多くの方たちが今必死になってやっております。なぜ受診しないのか。理由は私が調べたところ、婦人科へ行くのが抵抗があるというふうに聞いております。そしてやはり市長がおっしゃったように、忙しくて時間がないから行かれない。そして今、若い方は婦人科へ行くのにすごく抵抗感があるのです。今いろいろネーミング等も考えているようでございますけれども、そういう部分をした中でやはりこれから、今、市長が、この6月30日以降であるとおっしゃっていましたが、検診のクーポン券ですね。やはり正直者がばかを見るような、そういうことのないように一生懸命これは早く受けようという思いの人にも、やはり愛の手を差し伸べていただきたいと思ひまして回答を期待し、終わりたいと思っております。

市長 4 健康支援・がん対策の強化について

これは当初申し上げましたとおり、とにかく受診をしていただかないと問題の解決にはなりませんので、いろいろ理由があるわけでしょうから、それらの理由で解消できるものは解消するように我々も努めながら、まずは受診率の向上、これを上げていかなければなりませんので、それに全力で取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

議長 中沢一博君の質問は終わりました。

議長 質問順位4番、議席番号10番・牧野晶君。

牧野 晶君 通告にしたがいまして一般質問を行わせていただきます。

1 不審者情報メールを園児の保護者にも

1点目は、たまに全国で不審者が出た、子どもがさらわれた、そういうふうな話があるわけですが、不審者情報メールを保育所の園児の保護者にもということで行いたいと思います。市内小学校では不審者情報のメールサービスを保護者に行っておりますが、同様のサービスを保育園児の保護者にもするべきではないかと思っております。これは過去の議会でもちょっと聞いたことがあったのですが、そういう中でいろいろ検討をしたようなのですが、ちょっと予算的な面もあって内部で流したというふうな話を聞いていますが、この重要な視点についてどのように考えているのか答えていただければと思います。

2 市臨時職員の更新・終了のお知らせは30日前に

また2番目は、大きな2番として市臨時職員の更新・終了のお知らせは、できれば30日ほど前に言うべきではないかというふうな考えです。これは半年前の12月議会でも行いましたが再度問います。1年契約や半年契約の臨時職員を採用しているわけですが、この契約というのはあくまで1年だ、半年だというふうなことを市の方では言っているようですが、やはり臨時職員もできればできる限り雇用をしてほしいという気持ちはあると思います。

そういう中で、中にはもう1回お願いしますね、なんていう声もあつたりもするわけですが、どうもいつも例えば年度末の場合3月の20日ごろに、次も来てねというふうな話があるということです。これだと例えば4月1日から来てくれということだと10日ほどしかなく、ある意味次の生活に対して非常に不便を感じると、不安なこともあると思います。こういう点も含めて、少なくとも1年契約や半年契約の臨時職員の採用更新は、例年であれば3月20日ごろだという告知だと思うが、もう少し早めにするべきではないのか。

そして同様なものですが、継続してお願いしたような臨時職員がいても、このような体制だとぎりぎりでの更新告知では、では10日くらい前で不安定なのだと、では次の仕事を探そうかなという臨時職員さんもいると思います。例えば市がお願いをしたいとしても他の仕事を探し決定している可能性もありますので、優秀な中にはさらに継続したかった臨時職員も逃げてしまう可能性があると思います。こういう点も含めてなるべく早めに告知するべきではないかと思えます。

以上大項目2点ですが、通告にしたがいまして一般質問を壇上からやらせていただきました。

市長 牧野議員にお答えを申し上げます。

1 不審者情報メールを園児の保護者にも

メールサービスの件でありますけれども、まず学校の方の現状です。今、おっしゃっていただいたように市内26箇所の小中学校全部で学校単位に実施をしておりますが、学校単位では不審者情報、あるいは学校行事その他の連絡に使っている。これはご存知だと思います。配信回数が大体年間20回程度だそうであります。その内訳で不審者情報は2~3回。あとは大体行事関係が多いのではないかというふうに思っております。

不審者情報というのはではどうなって入ってくるかと言いますと、まず警察から学校教育

課に入った情報、これを各学校の担当に連絡してそれをメールで保護者に配信ということになっておりますけれども、メールを使える環境にない保護者もいるわけでありましてこれはメールとは別に全保護者に文書、あるいは緊急時には電話連絡ということで今対応しているところであります。

そこで今度は園児ということでありましてけれども、まず学校の場合は、当然ですが大人がついて登校するとかということがない状況が大分あるわけでありましてけれども、保育園児は一人で行くとか、子どもたちが集団で登園 登校でなくて、今度は下校でなくて下園ですか。そういうことはあり得ないわけでありまして。バスに全部乗って行くとか、あるいはそうでない人は保護者が全部連れて行くわけでありまして、この間の不審者ということについての対応はまず考えなくていいということではございませんけれども、学校の子どもとは違う。

一番はやはりどこかで遊んでいるとか、保育園からあがってきて家から離れて遊んでいるとかそういう状況も考えられるわけでありましてけれども、なかなかこれをメールで保護者に伝達しても、先ほど触れましたように携帯を持たないという人はいるのかいまいかがわかりませんが、メールで全部では受信ができるかというところとそういう状況ではないということ。

今、考えて見ますと在園中は安全だ、あるいは登園それから帰るときも安全だということをお考えすると、このメール対応までは私は必要ないのかというふうには思っております。ただ、そういう不審者情報とかそういうことは、保育園の方にはきちんと伝達しますし、保育園からは当然ですが全家庭に文書あるいは電話等で連絡をとるわけでありまして、メールで個々にとすることはどうも必要ないのかなと思っております。今、余り考えておりません。ご期待に添えないで申し訳ございませんけれども。

2 市臨時職員の更新・終了のお知らせは30日前に

それから市の臨時職員の件であります。まず第一に市の臨時職員、1年以上継続して雇用するということはもう臨時でなくなりますから、これはあり得ません。そこで職員の皆さん方にお話 臨時職員の方に採用する際には期限を切っているわけなんです。例えば4月1日から10月31日までの間の雇用です。切っているんです。ですから解雇とかということには当たらない。例えば9月29日になってそういう話になったと、それはもう・・・いや、9月ではない。10月31日限りとなっております。

おっしゃるのは、では継続ということだと思っておりますけれども、これは前にも申し上げましたとおり議会の予算が成立する以前に、もうみんなやっていいよということであればやります。だけれども、それはやはりちょっとおかしいと思うのです。議会の議案が成立しないうちにもう本人には4月からまた来てもらうのだとかですね。それは、議会の皆さんからお許しをいただければおおっぴらにやらせていただきますので、それでよければ結構ですけれども、それはちょっとまあ何と申しますか。

ですので、予算が成立をして一番早い時点が大体20日前後なのです。そのときにまた4月からお願いたしたいとか。原則として臨時職員の皆さん方は、継続雇用は期待しないでもらいたいのです。例えばそれによって優秀な臨時職員の人材が失われるとしても、私たちはそ

の方がいいと思っているのです。早くその臨時職員という立場から離れていただいて恒久的な職に就いていただくと。これが一番ですから臨時職員に固執をしないでほしい。

ですから採用予定期間がこの間だったらそれを過ぎたときは、もう別に自分が職をみつけて職に就くのだという考え方を持っていたらいいかと、ずっと市役所の臨時職員で過ごされるものだというふうに思われては、これはやはりちょっと本末転倒の部分がありますので。冷たいようでありますけれども、それで足らなくなればまた別個に私どもが募集をして採用するということになりますので。冷たくあしらうということではありません。極力早めにとれる連絡はとりますけれども、今のこの法体系やそういうことの中では、例えば4月1日以降の件については3月20日前後が一番早い時期だというふうにご理解をいただいて、そういうご心配をなさっている方にもまたお話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○議 長 一問一答方式でお願いします。

牧野 晶君 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

まず不審者メールサービスですけれども、メールサービスをやっている理由。大体20件あってそのうち2～3件が不審者のメールだということです。そして園の登下校では当然親御さんがいる、そういう点もありますけれども、今、小学校だってみまもり隊だとかいろいろな活動支援をしてくれている中のボランティア組織だっているわけですから。そういう中でも非常にメールサービスというのはありがたい点もあると思うのです。

メールサービス配信を受ける方が多くなるということは、逆に万が一とかそういうときに世間の一般の目が光っているというふうなので、また安全。安心なまちづくりになっていくのではないのかなというふうに私は思いがあるのです。市長の要は本当に緊急性がある場合は電話をしたりとか。毎回、毎回行くと大体、何か出たときには保育所の玄関に張り紙がしてあるのです。不審者が出ましたとか。そういう点でカバーされている点はありますけれども、中にはこういう地域なのでバスで保育園に通っている方もいますし、そういうことは置いておいたとしても、一般の目が多くなる。不審者が出たとき目が多くなる。防止する目が多くなるということで、私は必要な施策ではないかなという思いがあるのですが。

市長の考えである意味合っている点もあったと思いますけれども、それでは私は弱い点があると思うので、メールサービスについてそういう多くの目を増やす点で、利用して考えていくべきではないのかと思うのですが、そういう点についてどういうふう考えられているのかご答弁をお願いします。

市 長 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

多くの皆さん方からそういう情報を知っていただくということは重要です。今おっしゃっていただいたように、すべての目が見ているよという、これは重要です。ですので、先ほど触れましたように例えば登園前にそういうことがあれば、保護者の方に全部連絡はとります。メールではなくて。それでいわゆる在園中にそういう情報があったという場合は、帰るときに全部保護者にお話もしますし、保護者が迎えに来られない子どもたちにはお便り帳

か何かでもってこういうことがありましたので、こういう人が出たのでと全部やっているわけです。

ですからメールを使わなくても全部のところへ、いわゆる保護者には行っているというふうに私は理解しておりますので、今、改めてこれをメールでまた情報を流すということは必要ないのではないかと。この保育園に限ってはですよ。学校はそうでなくてやっていますけれども。そういうことで申し上げたので、思うところは同じでありますから、どうぞひとつ誤解なされないようにお願いします。

牧野 晶君 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

市長の言われることはわかるわけですが、例えばでは保育所に対して不審者情報などを伝達するわけです。そこはどこの課がやっているのか。例えば学校教育課から保育所にやっているのか。それとも学校教育課から子育て支援課にいて、子育て支援課からすべての保育所にいっているのか。またそれがちゃんとすべての保育所で掲示されているかどうかというのに、ちゃんとチェックがされているのか。そういう点について私、お答えしていただきたい点があると思うのですが、その点をお願いします。どういうふうな流れになっているのか。

市 長 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

詳細はこの後、担当部長に答えさせますけれども、当然不審者情報というものが警察から市の例えば学校教育課に入れば、そこから関連する課には全部には連絡がいて、例えば保育園であれば子育て支援課の方からすべての園に連絡をとるということになっているわけがあります。その流れについて担当部長をお願いします。

福祉保健部長 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

情報の流れであります。今ほど市長が申し上げたとおりであります。不審者がいた場合にはまず、最初に入ってくるのが学校教育課の方に入ってきます。そこから私どもの方にきて、私どもの方からそれぞれの22の保育園、それから公設民営の2箇所の保育園ということでもって流れてきます。以上であります。

牧野 晶君 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

すみません。私、市長は先ほど園に流れてから児童の保護者に行くとも答えられたと思うのですが、そのところは私はないと思っているのですが、ないと思いますがその確認をしたいのですが、そういう制度は。私はそういうシステムになっていないと思うのです。保育所に例えばお迎えに行ったときに、不審者が出ましたという回覧は出ています。その前にもう迎えに行って、例えば4時に不審者が出ました。3時に迎えに行っていた人には連絡など来ませんから、そういう方を拾って目をしていくのも重要ではないのかなということもあるのですが、そのところをしっかりと把握していただこうかと。

子育て支援課長 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

情報の伝達ですが、今ほど説明したとおりですが、課の方からは電話あるいは一斉ファックスで各保育園27ですか、伝達します。その保育園の方からは玄関のところに当然張り紙もいたしますし、直接お迎えに来る方には担当の方から連絡いたします。あとはバスで送迎

されるところには、それなりの文書等で連絡をいたします。ですので不審者情報ですとかあるいはクマの出没情報ですとか、先日四十日でコンビニの事件もありました。そういったものもそういった形で周知しております。以上です。

牧野 晶君 1 不審者情報メールを園児の保護者にも

余りしてもあれですが。目を増やすということでは、私は非常に大切なサービスだと思いますのでご検討していただければと思います。

2 市臨時職員の更新・終了のお知らせは30日前に

それと臨時職員の方に入っていきますが、市長の言われるとおり臨時で甘んじないでしっかりと他の職種をしてほしいというのは、それはそれで私はわかるわけですが、今年間70人から120人くらいの臨時職員を採用しているわけです。その中ででは例えば3月20日ごろに話をしましたとしますよね。その前からさよならですと言って3月20日から、では実際集められるのですか。70人や120人など。そういうことはできないわけですよね。そういう点も考えてしっかりと、市で安定した仕事をしていく、サービスをしていくためには、私はもっと早めに言うべきではないのかな。

そしてある意味雇用の不安定な方の臨時で甘んじないでくれというのは、それはわかりますけれども、それとはまた別の問題として安定を考えていくことというのは、市の姿勢では大切なことではないのかなという私は思いがあります。その点についてご答弁をお願いします。

市長 2 市臨時職員の更新・終了のお知らせは30日前に

雇用対策的なことと、それから恒常的に発生しているその臨時職員の部分については、やはり分けて考えていただくのが常でありますけれども、今回はそれが一緒になったということではありますが。先ほど触れましたように50人、70人、100人という体制が、では例えば全部すぐその3月で全部終わるとかそういうことではないわけです。途中で終わるとか、9月とか10月とかそういうこともありますし。

申し上げているのは、そういう環境を整えればいつでもやるということです。ですから3月の定例議会が2月のころに終わっていただければやります。それからさっき言ったように議会の方でそれに限ってはもういいと。予算審議もしなくてもそれはもう発表していいのだということになればそれはそれでやりますけれども、そうはできないわけでしょうからどうしても技術的にそうなりますということです。

そして先ほどこれも触れました。度々ですけれども一応雇用期間を定めてやっているわけですので、原則的にはその期間で終わりだというふうにご理解いただかないと、また継続されるものだなどと思ってずっと待っていられて、例えばいやそうではありませんということになればそれは非常に大変なわけですが、そういうことでもありますので、原則は採用辞令を出した期間内で終わりだというふうにご理解いただかないと、なかなかこの問題は解決しないということだと思っております。

当然雇用を考える中で何ていいますか画一的に全部そうだこうだとういことをやるつもり

はありませんし、なるべく早く通知をして、再雇用あるいは申し訳ないけれどもこの時点で終わりだというのは、それは言いますけれども。どうしてもこの20日前後になってしまうということは、これはご理解いただかないとどうしようもありませんので、それ以上の答弁がちょっとできなくて申し訳ございません。

牧野 晶君 2 市臨時職員の更新・終了のお知らせは30日前に

市長の言われる予算というのは、言われることは言われるでわかるのですが、予算とかまた議会のせいに余りしてほしくないなという点もあると思います。そういうふうな方法というのはちょっと余り市長、あれですね、いい方向ではないのではないかなと私は思います。また余計なことを口走りそうなのでこちらの議会の予算の方は別としても、有期雇用契約。有期雇用ではないとかそういう点があるわけですがけれども、例えばいろいろなこううちょっと私、調べてみたら継続雇用をされる見込みがあるとされる場合、例えばですよ。市長は切っている、切っている、切っているとされますけれども。そういう点どういうふうなところで。例えば期限が切っても継続雇用されると見込みがあるとされる場合、というふうにあるわけですがけれども、例えば1年未満に期間を定めて雇用される場合であっても、雇い入れの目的から見えて職種が臨時的なものでない場合とか、一時的な繁忙期間だけに採用されたものではない場合。また、常態的に必要な職種なのに短期契約されているが長期雇用の期待がほぼされるかもかもしれないという期待がある職種というのを、市では臨時職員とっている職種もあると思うのです。そういう点である意味、私はできる限り。やはり働いている方としては期待する点があるわけですがけれども、そのところ市長は半年だ1年だ、半年だ1年だと言いますけれども、ではそれをもう3月20日であれば2月20日ごろにしっかりと言うべきではないでしょうか。そういうふうに私は逆に思ってしまうのですが。余り半年半年、1年1年ということは。

そのところ少しでも。市長の3月20日ごろにどうしてもなってしまうというのはわかりますけれども、それを少しでも前にやっていく努力というのが、ちょっと全然全然考えていないというふうにも私には見えるわけです。気持ちはわかるけれどこればかりはどうしようもないのだと。こればかりどうしようもないというのであれば、市はそれで私はおしまいだと思いはあります。

いくら例えば不況の雇用対策と臨時職員、例えば派遣社員のそういう対策としていろいろな施策をしようとしても、市の本体がこれでは私は説得力がないと思うので、そういう点、少しでも前の方になっていくように、私はお答えが聞きたいと思います。これで止めますのでしっかりとした答えを聞きたいと思います。お願いします。

市長 2 市臨時職員の更新・終了のお知らせは30日前に

牧野議員のおっしゃるのは、いわゆる地方公務員法に基づかない一般の会社、民間会社の臨時採用のことをおっしゃっているわけですね。私どもは、1年以上継続して雇用いたしますと、これはもう本職員いわゆる正職員とみなすということになっているわけです。ですから、それは正職員としては採用できないわけでありますので臨時職員。しからば大体半年に

1回、あるいは1年以内。半年に一度休んでいただいて、ある一定期間を休んでいただかなくて1年まで続くと、さっき言ったようにそういうことが出るということですから、そういうことでやらせていただいている。

ですので、今、議員のおっしゃっていることとは全く連動しないわけでありまして・・・笑ったってそうなのですよ。どうしようもないですから。（「笑っているのではなくて、ようはなっている人のことを考えたやさしい・・・」の声あり）考えに考えた末にこういうことをやっているわけですから、これが私たちがとれる方法の中でいちばん最善の方法です。他に方法があったら教えていただきたいのですけれどもありません。

それから、早くしろ早くしろと。ですから私たちが早く口を開ける状態を作っていただけますかと言って聞いているのではないですか。それはだめだけれども早くやれというのであれば、それは密議、いわゆる裏ですよ。私が議会も成立しないうちに、お前を採用してやるからとか、雇用を延ばすか、などと言えないでしょう。これはどうしようもないのです。かざけるのではなくて、そういう別に議会にかざけているわけではなくて、そういう障害があるということを知っていただかなければ。何か市が特別市だけで冷たい態度をとっているなどというふうにとられては、傍聴の皆さん方もよくわかっていただかないと。議会が弊害だなどと言っているわけではなくて、そういう壁があってきちんとしたチェックポイントがあるから、行政も回っていくわけでありまして。もう全部任せたと言うのだったらそうしていただければ、私も職員にすぐそう言ってやりますけれども、そういうわけにはまいりませんのでその点をご理解をいただきたい。きちんと愛情を持って、働いていただける皆さん方に気を配りながらやっておりますので、その点はひとつご理解いただきたい。ただし、現実には現実としてきちんと受け入れていただかなければならない部分もありますので、その点もひとつご理解いただきたいと思います。

議 長 牧野晶君の質問は終わりました。

ここでちょっと皆さんにお願いしますが、今日は朝から聞いていますと一問一答方式をやっておるのはいいのですけれども、どうか一般質問ですので一般質問らしい質問をしていただきたいと。だれとは言いませんけれども朝から聞いていると本当にそのように聞こえます。どうかひとつよろしく願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。

（午後2時30分）

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

議 長 質問順位5番、議席番号28番・若井達男君。

若井達男君 お疲れ様です。議長の注意をひとつ真摯に受けまして簡潔に、また答弁の方も極めて簡潔で結構でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

農地問題を問う

農地問題を問うということで通告をしておきました。これは私の通告は10日の午前12

時までということだったものですからまあいい通告をしたなと思ったら、次の日早速荒れる農地ということで3日に続いて新潟日報で連載されております。

11の日がこれは村上市の大毎地区、旧山北町の大毎地区だと思えます。これは40年から経過した森林がこの放棄地の元だというふうになっておりまして、しかし、森林などというものは素晴らしいものだと思ってみれば、やはり手入れが行き届かない、後継者がいない、担い手がないというような現状が語られております。

12の日。これは2日目になりますが、これは西蒲区越前浜 これは旧巻町だと思えます。やはり越前浜ですのでスイカ畑。昔は砂丘地でスイカの栽培が大変盛んなところであったわけですが、これが耕作放棄地ということでやはり報道されております。

13日の最後の日にはこれは阿賀町、旧鹿瀬だと思えますがうまとり地区というようなところです。これはそういった荒れたところをどのようにして生かしていくかということで、わらびの栽培だというようなことが報じられております。

そんなことでそれぞれの地域、また新潟県、また国をあげてこの耕作地の放棄が極めて目につく、ということは今始まったことではありません。もう随分前から言われておることではありますが、そういったことでひとつこの農地問題を問うという中に耕作放棄地の現状とその対応と。

また、これにも関係してきますが、農地転用についてということで通告しておきました。それにつきまして私は大変今日は緊張しておるのは、この席に合併前の農業委員会の会長、広田会長さん、今も南魚沼市の農業委員会の会長をされております。私も議会推薦で農業委員の方に回らせていただきまして、一緒に委員会活動をやってきたわけですが、広田会長の農業に対する熱い思い入れと高い見識には敬意を表するところでございます。ひとつよろしくお願いたします。

前段はこのくらいにさておきまして、農水省は昨年この放棄地問題について初めて全国の調査を行っております。その結果は28万4,000ヘクタールの耕作放棄地が出ておることになっております。これで私は余り、農水省はすべてが權益省益の一番強いところだというふうに思っていたわけですが、裏にはそれがあるかもしれませんけれども、この放棄地の調査についてはまあまあちょっとは大人になったなというふうに見ております。

この調査の方法は街路にあります信号機の色に例えております。緑、黄、赤というそういった形で耕作放棄地を色分けしてあります。これはそれぞれの1,900からの自治体及び農業委員会が、現地の農地を目で確認してその結果をまとめたものでございます。これが28万4,000ヘクタールということになっています。

その結果で実際の森林・林野化したということで元の農地に戻らない土地ですね、農地ではなくて。元の農地に戻らない土地、これが13万5,000ヘクタール。これが赤です。赤い色。黄色信号、これは6万7,000ヘクタール。これは基盤整備、重機等を入れることによって元の農地に返るといふ。放っておけばやはり赤の土地になってしまうということでございます。緑は極めて安易な作業で草刈り等することによって農地に返るといふ、これが8

万2,000ヘクタール。あわせて28万4,000ヘクタール。

そして、このうちの15万ヘクタールが施策等により手を入れることによって農地に返るのではないかということで、そのうちの10万ヘクタールを当面2011年までに解消しようということで向かっているわけでございます。

そんなことで、しからは新潟県はどういった数字が出ておるかということですが、これは本当に昨年の7月から9月、夏の暑い時期に農業委員の皆さんが汗をかいた結果でございますので、数字は新潟県につきましては最後の一けたまでちょっと言わせていただきます。全体で新潟県の耕作放棄地は3,842ヘクタール。そしてこれも全国当然のことながら同じ調査でやっておりますので、緑の安易な手入れ等ですぐにも元の農地に返る。これは394ヘクタール。黄色点滅、これは361ヘクタール。そして約3,000ヘクタールというのが、これがもう森林・林野化されて元の農地に返らないというふうになっています。

しかしながらこの赤信号の中は、それだけでは済まないだろうということでやはり2分化しております。ひとつは判断がまだつかないと。これはもう非農地なのだ。非農地でもう荒れた土地なのだというふうに扱っていい土地と、まだまだ見方によっては農地に返るのではないかというような分け方になっておりまして、判断未了という土地が1,829ヘクタール。それからこれは完全にもうだめなのだ。非農地なのだ、土地なのだというのが1,258ヘクタールと。そういったのが県の数字になって出てきております。

こういった数字が出てきておる中に、当市の状況現状はどういうふうになっておるのだろうかということと、あわせて、いかなる対応を市として、また農業委員会としてしていかなくてはならないのかということですが、この点につきましてひとつ市長のお考えを伺うところでございます。

なぜこれだけの耕作放棄地が出たかということ、私は一言で言えば借り手がいないと。借り手が見つからない。農地の借り手が見つからない。そしてなぜ借り手が見つからないかというと、やはりこの借り手については担い手がいない。やはり高齢化をしてきておる。そしてやはり一番の特徴は条件的に極めて難しいところの農地であると。中山間地も山地、そういったところがいち早く耕作放棄地になっているということだと思います。

そういったことでこれらの対応についてはここで答弁いただくわけですが、13番議員も中山間地直接支払いということで、この後一般質問で取り上げおるようです。こういったところの果たす役割は、やはり本当に大きいのではないかというふうに考えておるところでございます。

次に農地転用についてということで質問をいたします。これも違反転用はどういう状況なのかということでございます。これは先ほど申し上げましたように、農水省で昨年、今度は5月から10月にかけて全国調査をやはりこれも初めてやっております。そして数字的なことはちょっと抜きますが、この農地転用には農地転用基準がございます。4ヘクタール以上の農水大臣の許可。4ヘクタール以下2ヘクタールまで、これは国との事前協議と。そして2ヘクタール以下が県知事の許可という形となっております。この2ヘクタール以下

の転用に対して率にしますと12.1パーセント。この12.1パーセントが知事許可に疑義があるというそういった数字が出ております。

そんなことで当市における転用はどのような形になっているのかということで、特にこのにも書いてありますが農地法の5条申請許可というのが大きく影響してきていると思います。農地法の5条申請許可は、他の農地を農地以外の目的で転用すると。じさの農地を農地以外に使う、農地法の4条。これらもやはり知事許可になっておりますので、違反、つまりっかりという形で違反件数の中にカウントされているわけです。これらは随時農業委員会の方で指導等のもとに、改めて申請許可をとっておるということですが、この農地法5条につきましては、中にはやはりかなり悪意を持った無断転用、農地法違反というのが出てきております。

それで業種的に見ますと私も宅建業に携わるものですが、やはり宅建業というものは県知事免許、大臣免許それぞれ二通りありますが、そういった免許を持っているということでそうそうあくどいことはできない。中には悪徳不動産とかそういったのが出てきますが、業界としてこういった違反転用の見られる農地法の5条違反については、やはり建設業者、それから造園業者、そういったところが手間がかかる、難しいということで、わかっておりながらやはり転用違反になっているというところだと思います。

そしてやはりこの違反に対してどういった対応また罰則があるかということは、今あわせて農政改革が叫ばれています。その農政改革の中の一つとして農地法改正、そういったところで罰則の強化はこれから今国会でございまして、その中で決定されるわけですが、違反に対しては勧告をしてもまだ従わないというそういったものには、今までですと3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金ということですが、罰金については今1億円というそういったものがこの農地改革の中に入っております。

これとて罰金額を上げたから違反がなくなるかということではなく、やはり土地に対するモラルそういったものから始まっておると思いますので、この農地転用5条についても大変重要な役割を果たすところでありまして、これが裏を返せば農地法の宅地転用、これがきちんとした優良宅地を造ることによってそれぞれの自治体の恒久財源、固定資産税として恒久財源の元をなしておる。そして少子化と叫ばれてはおりますが、やはり核家族はどんどん進んでおる。核家族は否めない。そういうことであれば、やはりきちんとしたこの5条申請許可が必要であると思います。

そしてこの通告書には出てきておりませんが、通告の後、担当課長の方に農地法5条に対する一括転用、住宅地の一括転用の基準はどういうことになっておりますかということで、これは口頭通告ですが9日の日にしておきました。その辺をもうひとつあわせて答弁をお願いするところでございます。以上でございます。

市長 農地問題を問う

若井議員の質問にお答え申し上げます。耕作放棄地の現状であります。議員おっしゃっていただきましたように昨年の8月に調査をさせていただきました。当市内で耕作放棄地が

全体調査、全体の中で5万1,644平米というふうに確認をされております。またその中でいわゆる議員おっしゃった緑と黄色部分、手をかければ農地復旧が可能だという部分が2万9,128。これについては所有者あるいは管理者に対し適正な管理を行うように指導を行っているところでありますし、残りの2万2,516平米、これはもう復旧困難というふうに判定をしております、非農地として整備をしていかなければならないというところです。

しかしながら、この周辺農地に迷惑がかからない草刈りなどの管理はやはりきちんとやってもらわなければならないということをお願いしているところでありますけれども、不在地主あるいは管理の引き受け手がいない、そういう理由によりまして改善が進んでいないのが現状であります。

これからは「担い手育成総合支援協議会」が中心となりまして、担い手への農地の集積を図って耕作放棄地の解消に努めていきたいと思っておりますし、耕作放棄地化を防ぐためのそば、山菜等の作付けの拡大に向けた取り組みについてこれを支援していかなければならないと思っております。

これは昨年8月に調査をした結果であります、2005年の農業センサスでは、これは自己申告でありますけれども市内に102ヘクタールほどの遊休農地が存在しているということに。これは自己申告ですね、農家の方から。生産調整のまた実績によりまして、山間部を中心にこのカウント分として50ヘクタール程度が存在している。ですので実質的に耕作放棄地として専門の目で見てみなされないということであっても、もう所有者本人はほぼ耕作放棄だと思われる部分が102ヘクタール。その他に転作のカウント分で50もあるということですから、150も存在をしているという可能性はあるわけであります。

これは本当に大きな問題でありまして、これをいかに解決していくかというのは非常に難しいことでもあります。地域別で言いますとこのもう復旧困難という部分については、大和地域で28筆の1万1,480平米、六日町が24筆の7,444、塩沢が13筆の3,592。大体このうち大和地域は畑が5割、六日町・大和地域が畑が9割、田んぼでなくて畑ですね。そういう実績が出ております。

この解消に努めなければならないわけですが、非常に難しい問題でもあるということでもあります。特に畑部分もどうやっていくかというのは、まさか米を作れというわけにはいきませんので、その辺の部分がどう支援ができ、どうやっていけるかというのはこれから大変な問題になろうと思っておりますし、市としても手をこまねいているということにはなりませんので、対策をきちんと農業委員会、あるいは有識者等も含めて考えていかなければならないと思っております。

2番目の農地転用関係につきましては、議員先ほどおっしゃっていただきました敬愛する農業委員会会長の方からお答え申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

農業委員会会長 農地問題を問う

若井議員の質問にお答えいたします。農地転用について、こういうご質問でございます。今の農業情勢の中におきまして、先ほど第1点目の耕作放棄地とこの違反転用、これはやは

り重要な問題かと思えます。新しい農業のその基本計画の見直しが今、検討されておるわけですが、その中におきまして食糧自給率を50パーセントに上げようと、こういう方向を今検討されている。したがってそれには農地の総利用確保と有効利用、こういうことが大変重要になってこようかと思えます。耕作放棄地につきましては今ほど市長が答弁したとおりであろうかと思えます。

2つ目の転用問題、農地転用の件であります。年間、農業委員会といたしましてもこの点につきまして大変苦慮している部分がございます。表立った部分におきましては当然しかるべき手続、対応をいたしておりまして、許可権者であります県知事と協議をしながら現地確認して適性に対応し、必要に応じては指導及び現況復帰という形をとらなければならない可能性も出てくるわけでありまして。そういった面で大変事務局、それから地区担当員、しっかり連携した中で取り組んでいかなければならないというふうに肝に銘じておるところでございます。

特に5条関係におきまして、先ほど若井議員が説明されたように、悪意を持ってといひますか、そういう非常に確信犯的な業者も中にはおります。これは確かであります。そういった方々についてはやはりきちんとした厳正な対応をしていかなければならないと思っておりますし、合わせましてちょっとした不注意とか、今までの事情経過等踏まえてその案件ごとに審査をしておる状況でございます。

一番重要なことはやはりこれからできるだけそういう違反転用というものが出ないようにするにはどうしたらいいかということかと思っております。旧六日町時代に南魚沼市農地転用適正化指導要領、こういうものを制定いたしました。これを今、合併後新市に引き継いでこれをもとに取り組みはされておるわけですが、特に市内各関連業者300社前後あると思うのですが、その方々によく周知をして、農地に係るそういう違反についてはとにかく農業委員会窓口に来て相談していただきたいと、こういう周知をいたしておるところであります。

これとあわせまして地区担当委員というのがいます。合併して大変範囲が広がったわけですが、5集落もしくは10集落近くの担当委員もおるのですが、とにかくその中において自主パトロールをしていただいて、そういう事例がないのかどうか。よく把握していただきたいということで、それが仮に発見された場合においては、当然事務局と連絡をとって現地確認をして、県と相談しながら適正な処理を行うということが今の状況であります。

それから農地法の第5条の申請許可について、こういうことでございます。当然これにはそれぞれ転用許可基準というのがございまして、これは全国的に統一されている基準であります。それに基づいて審査をし、判断し、県の方に申達するとこういう手順になるかと思えます。今、こういった社会経済情勢の中において転用に対する需要というのは、あることはこれは私ども承知いたしております。ただ、何もかにも転用できればいいというわけにはいかないわけでありまして、当然農業上支障のない形でもっての転用が一番望ましいわけでありまして。区分をいたしておりまして第一種農地、それから三種農地、それから農振・農用地域ということで、それぞれ審査の基準がありましてそれに基づいて判断をいたしておる

ところであります。当然農振・農用地域であります農地というものは、原則的にはこれはもう転用できないわけでありまして、この辺のところはまずできることならば次の第1種から第3種農地、順次そちらの方に誘導して申達するという手順になろうかと思えます。

もう1点、やはりどうしても必要なそういう宅地を含めて、他の用地のそうなのですが、市の発展の基にその辺の部分においては当然関係してくるわけですが、必要なものはやはり法に照らし合わせながら許可をしていかなければならないと思っております。

ただ、その辺のところのやはり統一した基準、考え方に基づいて取り扱いを行うということは大変重要かと思えます。この申請者にはこういう対応をしました、別の申請者にはまた他の対応というわけにはいきません。やはり同じ基準に基づいた対応をして手続を踏んでいただくということになろうかと思えます。

それから先ほど議員おっしゃいましたが、ご存知のように農地法が今回この今国会で通過し、早ければ今年の12月には施行という形になろうかと思えます。当然いろいろな面で見直し改正がされております。転用問題につきましても今よりもっと厳格化すると、こういう内容の法律になっております。では具体的にどうするのかということになるのですが、その辺はまだ運用基準につきましては今後の政省令あるいは要領、要綱が示されるわけでありまして、それに基づいて我々は的確にやはり対応していきたいというふうに考えております。

とりもなおさず我々の立場といたしましては、優良農地の確保とその有効利用。こういう観点で第一義的になろうかと思えますので、それにあわせてやはり当然それぞれの申請者あるいは市の発展も当然ある程度いって考えていかなければならないというふうに考えております。ひとつよろしく願いたいと思います。以上でございます。

○議長 長 一問一答方式で願います。

若井達男君 農地問題を問う

まず耕作放棄地について農業委員会会長の広田さんに伺います。農地か非農地かとのそういった診断をされた、昨年にされたわけですが、実施に基づいてその結果は農業委員会の総会で議決をするという点は確かこのときの決まりごとのひとつではなかったかと思えます。当然のことながらそれは行われていると思いますが、そのときの総会の、差し支えなければ前向きのある意見でも、対応策ということで意見が出ておりましたらひとつお聞かせください。

農業委員会会長 農地問題を問う

この取り扱いにつきましては、先ほど議員が説明しましたように緑、黄、赤とこういう3つの区分けをされておるわけです。問題はその赤の部分と農地として残されるのかどうかの、そのあいまいな部分が確定できない部分があるわけで、その辺をどういうふうに行っていくか、判断していくかということになります。簡単に分ければ分けられるのですが、いろいろな事情がそこにあるわけです。所有者の考え方、あるいは生産調整の面も関係しているかと思えますが、その辺の判断を突っ込んだまだ委員会の中での議論はしておりませんが、今後県の方ともちょっと相談をして一番この微妙な部分の問題でありますので、間違いのない対応を

してまいりたいというふうに考えております。

若井達男君 農地問題を問う

市長にお伺いします。この放棄地問題は今ほど農業委員会の会長の方からも間違いのない取り扱いをしていくという答弁をいただいたわけですが、市町村この自治体は耕作放棄地の解消につきましては、昨年の12月末までにこの解消策を策定して、そしてこの21年度から確実に実行に移すということになっておりますが、この点はこういった進み方になっておりますか。お願いします。

市長 農地問題を問う

担い手育成総合支援協議会の方で耕作放棄地の解消についてどうするかということ協議しているわけですが、現実的にはなかなかいい案は浮かびませんので先ほどちょっと触れましたように、とりあえずはそば、山菜の作付けの拡大に向けた取り組みということで示しているところでありますが、現実的にはこの春どういう状況であったかというのは私はちょっと把握しておりませんので、担当課の方でわかったら、わからなければあれですけども、一応そういうことでまずはその支援から始めていこうということでもあります。

農業委員会事務局長 農地問題を問う

若井議員さんのおっしゃられました耕作放棄地の解消策につきましては、2万2,000平米ほど解消しなければならないというのがあるわけでありまして、5月に担い手支援協議会の中で、ひとつの耕作放棄地の解消をするための協議会をその中に作ったということになっています。したがってまだ細かいその解消計画というのは、実際にこれから立てて、立ててといいますか実行するのはこれからしていこうということでありまして、まだ細かいところまではちょっと策定はされていない状態です。

若井達男君 農地問題を問う

今ほどの課長の答弁をちょっと確認させていただきます。市長答弁でこの南魚沼市については5万4,000平米、5町4反ほどあるという中で、非農地の方が2万2,000という市長の答弁だったのではないかと思います。2町9反これが農地として復元できるとそういった答弁ではなかったかと思いますが、その辺、その1点をひとつ確認します。

市長 農地問題を問う

そのとおりであります。今、課長の方からも2万2,516平米についてどうするかと。いわゆる全くの放棄地というふうに認定をされた赤の部分ですね。これについてどうするかという協議を今始めたということでもあります。付け加えますと私はこの5万数千という数字以上に、さっき触れましたように、自分ではもう耕作放棄というつもりでいるというくらいの農業センサス上の数字ですね、100ヘクタールを超える部分。これが非常に私は問題だと思っています。

ちょっと正直言いますと私の家の畑。約6反歩、6,000平米であります。私はあれを耕作放棄地として認定されるものだと思ったらずうではないと。あれが耕作放棄地でなければ何だろうというくらいの茅場です。ただ、茅を刈ってお礼をくれる方もいますのでそうい

う場合は耕作放棄地ではないのかもわかりませんが、ああいう部分というのがやはり農振地域内に点在しているわけです。

では、畑で6反部の利用をしてくれる人もいるかというとなかなかいませんし、我が家でもとても6反部の畑を耕すなんてことはできませんから、手っ取り早いのはしろかきでもして田んぼにしていれば一番いいわけですが、それはうまくはないと。しからばどうすればいいか。これが確か相当数存在しているわけでありますので、そこもちょっと一緒になって考えていかないと困るかなという気はしております。

若井達男君 農地問題を問う

農地転用について市長にお伺いします。先ほども申し上げましたがここで農地法の改正がありまして、委員長も答弁されておりましたが、この農地転用が強化されるということの中に公共用の転用も同じ扱いで、今以上の取り扱いの強化がされるということになっております。そのときやはり心配になるのは、今進めております、進んでおります基幹病院。魚沼地域基幹病院の中に農地転用が出てくるのかどうかということで、もし、農地の転用が必要だったときにこれがどのような形で、若干の影響くらいであればいいわけですが、それがためにこの計画が先にどんどんとずれ込むということがあってはならないと思います。その点はいかがでしょうか。

市長 農地問題を問う

現実的に当初、大和病院隣接地に7ヘクタール程度の基幹病院用地ということで想定をしておいたわけですが、今、議員おっしゃったようにこの農地法の関係が強化といえますかされまして、この7ヘクタールあるいは5ヘクタールという部分を転用するには、しかも農振地域内でありますのでもう非常に無理がある。そしてやれるにしても相当時間がかかるということで、それをやっていたら27年開院には到底間に合わないということの中から方向を変更させていただいて、その7ヘクタールという部分は断念しよう。大和病院の敷地の一部も利用しながらということの方に方向を変えたわけであります。

それにしても、やはり1ヘクタール程度の追加買収的な部分は必要になってくるわけであります。3ヘクタール以内でありますのでこれはそう時間がかかるということではありませんので、何とか可能だろうと思っておりますけれども、大きな影響が出てそういう部分はちょっと断念せざるを得なかったという現実がございます。

若井達男君 農地問題を問う

今1点お伺いします。これは市長もしくは農業委員会の会長さんでも結構ですけれども、この転用基準ですが2ヘクタール以下の農地の転用については知事許可だというふうになっておりますが、この中にやはり地方分権一括法施行後、面積について新潟市については4ヘクタール以下を市に降ろしております。そして2ヘクタール以下の、やはり同じ2ヘクタールですが、市の中で阿賀野市それから刈羽村、この1市1町だと思っておりますが、これは2ヘクタール以下の基準をその自治体の転用権限を任すというふうにあったというような記憶があるわけですが。

これが許せるものならば私自身はやはり各市として。これは実際農林省はなかなかいい返事はしていないのです。この優良農地の確保は担保できないというようなことなものですから、4ヘクタールから2ヘクタールもやはり事前協議だということを言っておりますし、この2ヘクタール以下についても降ろしたくないということを言っているわけですが、やはり転用そのものはその地元において一番その関係者が理解できるものであるわけです。ただ、机上で上部団体、上部機関が云々というよりは、やはり2ヘクタール以下ということになったときには、私は市町村の判断にゆだねるということでもいいと思うのですが、その点についてひとつ答弁をお願いします。

市長 農地問題を問う

まさにそのとおりでありまして、私ども市長会でも地方分権推進委員会の方に対しまして、農地転用の農水省とか県とかの関与をもう撤廃すると。今おっしゃったようにすべて自分たちの市町村が一番よくわかるわけですし、市町村に任せていただいて、国の自給率が達成できないほどやたらに農地転用にするはずがないのです。ところが、現実には強化をされたということでありまして非常に不満であります。

農地転用の権限などすべてもう県もいない、市町村で十分だというふうに私は判断しておりますけれども、そうならなかったわけでありまして、これはまた市長会でも当然また取り上げていきますけれども、もう、そういうことを地元といいますか末端自治体に任せていただかなければ、そんなのは農林省が机上で管理なんかしても全然わかりません。わからないわけですから。ですからそれは強く求めていきますけれども、今は現実的にならなかったという状況であります。

若井達男君 農地問題を問う

最後になりますが、今ほどの件については市長、ぜひとも県市長会でもそういった方向で、それぞれの自治体にゆだねるという方向でひとつ強力に進めていっていただきたいと思えます。

私が登壇したときの冒頭質問の中に宅地転用の中で農地一括転用はどういった基準がありますか、どういった形になっておりますかという質問をしておいたわけですが、なかなかまだかつて出てきておらないわけですが、答弁の準備はされているようでしたらひとつお願いしますし、ないようでしたらこれはまた改めて9月議会、もしくは決算のときにもお伺いしたいと思っております。以上でございます。

市長 農地問題を問う

議員のおっしゃるのはこの宅地分譲等を前提にした転用ということでありましょうか。(「そうです」の声あり)これはご承知だと思いますけれども、都市計画法上の用途地域の中に含まれている部分については、それが可能ではありますがそれ以外は不可能ということになっております。その地域内で、用途地域内でそういう部分が出てくれば、そ上には乗るわけでありまして、用途地域外は一応法律上は不可能ということになっております。

議長 若井達男君の質問は終わりました。

議長 質問順位6番、議席番号6番・関常幸君。

関常幸君 傍聴者の皆さんご苦労さまです。お忙しいところをおいでいただき感謝申し上げます。今、議会では市民に開かれた議会を、ということで議会改革に取り組んでおります。この一問一答方式もそのひとつであります。こうして皆さんが議場においでいただくことが議会改革の第一歩と思います。これからもお誘い合わせの上議場においでください。

1 まちづくりを問う

さて、先に通告いたしました3点について質問いたします。最初にまちづくりを問うです。2年に及んだ毘沙門様千年のまちづくりワークショップは、地域の様々な問題や課題を皆で共有することができました。これからもまちづくりに大きな夢と勇気を与えてくれました。ワークショップは日本では体験型講座を指す用語で、本来は作業所、工房という意味です。今ではまちづくりの合意形成の手法として幅広く取り入れられております。

ワークショップでは、何もなかったと思われていた地域が実は宝の山であり、千年の昔から現代へと続く大きな流れの中にあつたことを感じさせてくれました。この先の未来のために今、何をすべきなのか。宝は子どもたちのとき遊んだ山であり毘沙門様、そして八海山と八色原に広がる田園でありました。ワークショップを通して今、地域は新たな一歩を踏み出そうとしております。そういう中で市長にまちづくりについて3点質問いたします。

1点目は大和都市計画事業の見直しの進捗状況についてであります。2年間で10数回に及んだワークショップ話し合いの行き先は、毘沙門様に似合った町並みです。毘沙門様に似合った町並みというと生活のにおいがし、歴史や昔をほうふつとさせる建物や飾、けばけばしい看板類は不要であります。道路は車優先でなく人が優先する。県道幅も今のままでいいのです。

ところが現在は16メートルに広がるという都市計画が生きております。その都市計画は昭和46年10月12日に新幹線浦佐駅停車決定を受け昭和48年に計画されたものであります。当時大和町の人口は倍の3万人になると予想しての計画です。その都市計画の見直しについて、合併前の平成15年に当時の秋山町長に浦佐地域の総意ということで、見直しの答申を出しております。

人口が3万人になるという当時から37年経過し、社会情勢は一変しております。この都市計画が存在する以上毘沙門様に似合ったまちづくりはできません。議員となり2回目の定例議会ですので平成18年3月の一般質問でこの問題を取り上げております。都市計画の見直しの進捗状況はどうなっているのか伺います。

まちづくりの2つ目ですが、景観計画の策定についてであります。平成20年3月31日に県内5番目で景観行政団体となり、2年前の19年12月の議会で質問に市長はこう答えております。20年、21年、22年の3カ年で景観計画を策定する。こういう予定を今立てて取り組んでいるところであります。20年からの3カ年で景観計画の策定に当たっては、市民の皆さんからの合意に基づいた有意義な計画、これはもうやらなければならないわけありますので学識経験者、市民の皆さん、そして関会団体の代表、これらによる検討委員会

を立ち上げていく。そういうスケジュールを立てているのでご理解をいただきたいとっております。

20年度は予算はつきませんでした。担当職員は景観計画を策定している行政から資料を取り寄せたり、勉強し準備をしておりましたので1年くらいの遅れは仕方ないなと思っております。今年度21年度からいよいよスタートだと思っていれば、21年度予算にも計上されておられません。担当部署ではそれなりの予算要求は出しておったようであります。

南魚沼市の総合計画、基本構想の第一章、南魚沼市の将来像には豊かな自然や文化、伝統等々と記載されており、将来のまちづくりの中心に自然を据え、自然の大切さを謳っているのです。今、その自然が、景観が損なわれるおそれがあるので市長は、20年3月31日に県内でいち早く景観行政団体になったわけでありました。景観計画が策定されなければ意味が薄れてしまいます。ぜひとも、今年度の補正で予算づけをし、市長が話をした景観計画策定検討委員会を今年度立ち上げるべきと思うが、市長の見解を伺います。

まちづくりの3点目でありましたが、基幹病院を核としたまちづくりということで、この13日の新潟日報に27年開院に向けて、基幹病院の診療科目や病床数、そして大和病院との関係は、等々準備が進んでいる様子が掲載されておりました。知事は魚沼地域は新潟県の中でこれだけ魅力があり発展の可能性のある地域はないとっております。国際大学、北里大学があり、そして東京と直結する新幹線がある。そして世界に誇るコシヒカリ、きれいな水と雪、そして人情豊かな人々と絶賛しています。

それにもかかわらず南魚沼市も例外なく人口が減少している。新潟県は毎年人口が1万ずつ減少しているようであります。知事はアメリカのカナダ国境に近いミネソタ州のロチェスター市にあるメイヨークリニックの病院や聖路加病院の事例を話し、多くの方が魅力を感じてこの魚沼の地域に集まってきたいようなまちづくりをする基幹病院でなければならないと話しています。泉田知事が話している基幹病院を核としたまちづくりについて、市長の考えを伺います。

2 観光客の誘致施策・「直江兼続博」開催について

大きい2つ目でありましたが、次に直江兼続愛博の開催についてであります。この質問につきましては午前中の高橋議員とも重複するところがありますが、今、景気回復のために国は財政健全化を先に伸ばしてまでも考える施策、いろんなことを行っております。今、我が市はご存知のように他市町村がうらやむほど観光客が来ております。それに関連して他の産業も潤っていることは確かであります。この天地人博を1年で止めることはないと思います。市長も午前の中で検討は今の天地人博を何らかで検討したいと話しております。

私は天地人博会場をリニューアルし、もう1年というよりも100日とか4カ月間というような中で継続していったらどうでしょうか。関東圏を中心にたった40万人しか来ていないのであります。絶対40万にいくと思っております。もっといくかもわかりません。NHKがマイナーの直江兼続をなぜ取り上げたのか。直江兼続の生き様をピーアールする。もう一度直江兼続に迫り、焦点を当てるのが南魚沼市をピーアールすることになります。雪国

観光圏と連携して生誕地南魚沼市、直江兼続愛博を開催すれば、宣伝の仕方では20万から15万人の来場が可能と思いますが、市長の考えを伺います。

3 土地開発公社の土地について

3点目に土地開発公社の土地についてであります。5月4日の総務文教委員会が開催され市政にむだがないか。市民サービスは万全なのかという視点から午前は現地、午後から事務調査を行い、調査は7項目にわたりました。特にその中で市所有の遊休地、土地開発公社の財産は19件、約18ヘクタールの遊休地の実態を改めて知り驚きました。金額ベースで市所有は1億9,000万円。土地開発公社は12億9,000万円。合計で15億円が塩漬けされております。現在売却見込みのものが3件、面積で76アール。1億5,000万円は解消されるようですが、ほとんどの物件は売却利用の見込みが全く立たず、ほとんどの土地は放置されたままであります。

担当課では利用や売却も含め対応をしておりますが、これからの経済情勢を考えたとき売却は難しいです。かといってそのまま放置しておくことは許されませんが、抜本的な対応が必要でありますけれども、市長の見解を伺います。以上壇上からの質問は終わります。

市長 関係議員にお答え申し上げます。

1 まちづくりを問う

大和地区の都市計画事業の見直しの進捗ということでありまして、都市計画全般につきましてはこれは今全国的に行われているところでありまして、議員おっしゃったように高度経済成長期に都市計画法を定めたというのがほとんどでありまして、人口の増加、経済の成長、交通量の増大、市街地の拡大、これらを前提に決定をされてきたわけでありまして、現在は全くそれとは反対の方向でありまして、これはもう見直しが必要だということでありまして。

また、その中に市町村合併という部分も入ってまいりましたのでなお更ということでありまして地球環境問題、これも新たにといいますか大きくクローズアップされてきておりますので、先ほど触れましたように見直しはもうどこの地域でもやはり必然的になってきているというところであります。

大和だけということではなくて南魚沼市地域全体でありますけれども、高速道路、新幹線こういうことも前提にしながら飛躍的にとにかく発展が期待されるということで立てた計画でありますので、今、そのことはとても実情にそぐわないという部分が生じてきております。

この見直し作業につきましてはご承知だと思いますが、平成19年から基礎調査を進めてまいりました。今年度はその調査に加えて用途地域の検討作業に入る。そしてこれからは来年度にかけて用途地域をまずまとめ上げます。実際用途地域がこれだけ必要か否か、あるいはその中の区分が適正か否か。これでありまして。

そして来年度が都市計画道路の見直し作業に入る予定でありますので、個々の事例についてこの地区はいつだ、塩沢はいつだ、大和はいつだということは、これは全体の中でやっていきますので何ていいますか、大和都市計画事業に限った進捗状況ということではござい

ませんのでお願いしたいと思います。

これからの作業の進捗状況によって具体的な情報が提供できる状況になったらまた公表してまいりますけれども、遅くとも23、24年か・・・23年にはきちんとしたものをもう出していかなければならないと思っておりますので、そういうつもりで今進めてまいります。よろしく願いいたします。特に街路関係については大幅な見直しになるということを念頭には置いております。

景観計画の策定でありまして、今、議員おっしゃったとおりであります。そして20年から23年という、2年ですか、そういう予定も立ててみましたが、都市計画の見直し業務と密接に関連をいたしますので、これと並行してやっていこうと思っております。特に活用できるデータ等も都市計画の見直し作業の中で相当出てまいりますので、経費の節減もそういう中に入ってくるわけでありまして、並行作業でまたむだも省けるということでありまして。

ですので、策定は結局都市計画の部分ということになりますと23年ごろになろうかと思っておりますが、なるべく活用できるデータがそろえば、これが先行してもかまわないと思っております。今年度の予算づけをどうだこうだということは、まだここでちょっと申し上げられませんが、進捗状況によっては今年度の予算づけも可能かも知れません。が、むだのないようにやっていかなければならない。こちらだけが先行しても都市計画の見直しの方でまた齟齬が出てきますと、非常に結果としてはまずいものになります。それと並行してやらせていただくということで、年度を、前に申し上げました20から22ということのそれが可能か否かという部分については、まだ限定をそこまではっきりと申し上げることができませんけれども、なるべく早く都市計画の見直し作業とともにやっていきたいという程度にとどめさせていただきたいと思っております。

基幹病院とまちづくりについてであります。これも今、議員がおっしゃったとおりでありまして、そういうことで着々 着々でもありません、遅々として進まなかったのがようやくここにきて具体的な姿が見えてきたということでありまして、この基幹病院を中心にした医療・福祉・保健この体制をどうやっていくか。そして南魚沼市で完結できる医療・保健体制をどう構築していくかということがまず一番であります。

そしてそのまちづくりの中でも、当然でありますけれども去年県の主催で行いました健康産業ですね、この連邦構想によるセミナーが去年行われたわけでありまして、今年まだ確定はしてありませんけれども、経済産業省の方でこの補正の中に地域総合健康サービス産業創出プロジェクトという部分が予算に盛り込まれる。15億円くらいだと思います。全国に10箇所程度のモデル地域を指定して、1箇所上限1億円の調査費を予定している。1億円上限ですね。1億円まで使わなくても結構なのです。これは自治体に交付をして自治体が今度はそれを実際やっていこうとする団体に委託をして調査をしていくということでありまして。

これに一応今、手を挙げているわけでありまして、これが当然ですけれども基幹病院が前提となって考えることでありまして、広く市内全域をやはり考えていかなければなりません。

あの地域に限ったということではありませんので、そういう中ではこのプロジェクトの採用の可否が、非常に大きなかぎを握っているだろうと思っております。知事がいつもおっしゃっておりますミネソタのメイヨーですか、ああいう形になればいいなというのは、私どもも思っておりますけれども。具体的にではそのためにどうだこうだという部分はちょっとまだ出てきておりませんが、病院の建設に絡んだ構想の中ではそれぞれの施設を回廊でつないだらどうだろうとか、そういう提案も出てきております。要はこの地域に来ていただければ医療も福祉も保健も完璧にここでやっていけると。大勢の人からそういう面でまた訪れていただく。あるいは健康関連もここにおいでをいただければ、食品も含めて、関連器具も含めてこの地域からまた創出をしていきたいと思っておりますので、その辺をどう構築していくかということだと思っております。

そんな中でまた地元であります天王町区では、この将来の天王町を考えるまちづくり団体が中心になって、「自然・八色の森公園・健康」これをキーワードとして健康づくりを意識したまちづくりに動き出していただいておりますし、地域周辺を健康ウォーキングロードとして設定してまちづくりの活動を行っているというふうにも伺っております。大変ありがたいことであります。

それから街路の浦佐茗荷沢線の天王町地内の未整備区間につきましては、基幹病院の開院を目指して、開院にあわせて地域のまちづくりとあわせた形で整備をしていただくように県にもお願いしているところであります。そんな状況でありまして非常に夢は膨らんでおりますが、これを夢で終わらせないようにきちんとした実践をしていかなければならないと思っております。

2 観光客の誘致施策・「直江兼続博」開催について

観光客の誘致施策・「直江兼続博」ですか。天地人博でなくて今度は直江兼続博の開催ということでもありますけれども、大変な状況で本当にありがたいと思っております。午前中にもちょっと触れましたけれども、明日には16万人になるかという勢いでありまして、7月の中旬ごろには20万の突破が考えられているところであります。

そこでこの天地人博会場でありますけれども、午前中にも若干触れましたが、まちづくり交付金事業の該当で一応防災広場として整備するという計画で買わせていただいた。この天地人博でもなければもう取り壊して今その防災広場的に整備をしているところでありますが、これを利用させてもらおうということで一応1年間取り壊しは先延ばしにしておるところであります。これはもったいないものですので、何とか取り壊さないで済む方法はないかということは今、模索をしておりますけれども。

さて、ではここでということではないかもわかりませんが、兼続公の生誕地としての兼続公博的部分については企画展的なものであれば、例えば今泉博物館、あるいは池田記念美術館等を利用して米沢市等からもご協力いただいて、そういう展示物をそろえて企画展的なことはできるかもわかりませんが、常設ということになりますと午前中に高橋議員にもお答えしたとおり非常に難しい。そして伝世館はございますので、市

である程度所有している資料は大体伝世館の方で展示をさせていただこうと思っております。これは非常に難しいことでもあります。

難しいと、そういうことでありますし、今の会場をこのまま例えば天地人博的に利用することになりますとこれはもう先ほど触れましたようにNHKのエンタープライズの問題がございまして、これは難しかろうと思っております。けれども、いずれにしてもこの兼続博とかということは別にして、とにかくおいでいただいた皆さん方々のリピーターの獲得も含めて、兼続公のことも含めて、市の観光の柱をきちんとこれからもう1回再構築していかなければならないということで作業を進めております。どういう問題と申しますか具体案が出てくるのか私もわかりませんが、当然ですがこの兼続公の部分が何かに入ってくることは間違いないと思っておりますので、ちょっとそれを見ながらまた具体的に検討させていただきたいと思っております。現在のところこの兼続博ということについては、非常に実現性が薄いと言わざるを得ない状況だということをご理解いただきたいと思います。

3 土地開発公社の土地について

それから土地開発公社であります、そのとおりでありまして、平成16年度末で約21万3,000平米、19億9,700万円の保有土地でありました。これは公社ですね、公社。市の土地は利息が付いたりということにはございませんのでここから省いておりますけれども、平成20年度末では15万8,000平米で約12億9,000万円というふうに面積で約5万5,000、金額で7億8,000万円ほど縮減した中でありまして、一番の問題は議員ご指摘のように野世ヶ原3億2,200万円、長森の総合運動公園4億4,100万円、これで6割を占めているわけです。そして一坪当たりの単価も簿価も野世ヶ原の方が一坪当たりあこで2万4,340円。長森の方はあそこで1万5,862円。とても実勢価格からすると考えられないような簿価になっているわけでありまして、非常に難しい問題であります。

例えば売却ということになりましてとてもこの価格で買っていただけるものではありませんので、億単位の市が負担をしながら売却をするという方向にならざるを得ない。そうなりますと今すぐそれができるかと言われますと非常に厳しい。ですので当面公社の借入金を市有の資金の融通融資等で対応しながら、保有コストを圧縮しているということでもあります。けれども、いつまでもこのままずると引っ張って行って、また次の代にこれを渡すということでは意味もございませんので、何とかこの4年間の在任中にということが私が申し上げられるかどうか。道筋くらいはつけて何とかやっていきたいなとは思っておりますが、具体策はまだございません。

ですので、非常に答えとしては全くなりませんが、答弁としては答弁にならないわけではありますが、苦慮をしておりますいろいろ考えておりますけれども、実現に至らないという状況であります。そんな状況をご報告申し上げて答弁に代えさせていただきます。

関 常幸君 1 まちづくりを問う

まちづくりを問うの3点は関連がありますので一括質問いたしますが、今の都市計画事業

この見直しについては23年にはきちんと見直しを出していくということでありますので、ぜひ、これはその計画に沿って出してください。当初これ私、説明したときは、20年以降には見直し作業を早くても20年以降の着手と言っているから、20年以降だから23年が当てはまるのか、ということ言えば当てはまりますけれども、そういうふうな計画はぜひこれに沿ってお願い 遅れている原因というのは、今、市長、合併とか環境問題いろいろあったということで私も理解しておりますが、ぜひこの計画はですね。何も大和だけではなくて当然六日町、塩沢も関連しているわけでありますのでお願いをしたいと思えますし、そのことは回答はいいです。これはぜひここでやってもらいたいということでもあります。

そして景観計画の策定については都市計画の見直しと一緒にやっていく。これはむだがないように、むだが起きる可能性があるから一緒ということではありますが、私はこのところをもう一度十分検討してもらいたいと思えます。策定計画は並行でなくても十分やっていける問題であります。これも3カ年間かかるわけでありますので、策定が出るまではですね。いろいろな景観策定を作っているところの市町村を見た場合は、できれば22年、今年あたり検討委員会の人選をして22年から検討に入っていっても22、23、24年、その後指定になるわけでありますし。

特に私がこの景観計画策定を心配しているのは、大和地域の八色原のところであります。これは何でかと言いますと今、基幹病院がほぼ見えてきましたので、そうするとやはり企業とかそして今の不動産屋が相当入ってくると思えます。そこには今の農地法の問題もありますけれども、現に八色原のど真ん中に売り地が出ております。そこに今の場合であれば何でもつくれるわけでありますね、色彩豊かなものも含めてです。そういうことから話し合いがスタートしていれば、策定ができていなくても地域合成の中では出てくるわけであります。そういう観点から私は話をさせてもらっておりますので。

1回建物が、あこの八色原のど真ん中に大体住宅地で100戸とか200戸くらいできるようなすごい土地があるわけなのですけれども、あこにけばけばしいとか高さがものすごいものが建ったりすれば、非常にもう景観としては大変な状況になっているという懸念があるわけでありますので話を。そのことについてまず市長の考えを、時期の問題は何も一緒ではなくてもいいのではないかということについてお願いしたいと思います。

市長 1 まちづくりを問う

時期そのものが一緒でなければならないということではなくて、そういうデータも利用できるので、できればそうさせていただきたいということでもあります。現に今議員ご心配のように市政懇談会の中でも基幹病院を高層化するべきではないとか、八海山が見えなくなるとかいろいろその景観上の指摘も出ております。そういうことも含めて早急に対応しなければならぬと思っておりますが、この方が結果といいますか結果としてはやはり整合性がとれるものが出てくるという考えであります。

議員ご心配のようなそれまでの間に乱開発という部分については、これはきちんと指導もしながらやっていかなければなりませんので、それはまた具体的な部分についてはちょっと

担当課の方で調べさせますけれども、間違いのないようなことをやらなければならないと思っております。

この見直しと同時ということは、そういう部分で都市計画の見直しと同時ということはそういう部分でむだのない、手戻りのないということを想定しておりますので、これと一緒にどうしてもあわせてやっていかなければならないということではありませんから、また担当の部局ときちんと整合性を図りながら早い機会にやれるものはやっっていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

関 常幸君 1 まちづくりを問う

その点をお願いいたします。基幹病院とまちづくりという観点で今、市長話いたしました、市長も建物については19年の中で基幹病院に関しても、基幹病院は6階建て7階建てなどということにはならないと思う。今、六日町病院が5階建てでしようが、当然ですが景観を損なわないようにしなければならない。その思いはきちんと県の方に伝えていきたいというような答弁をしておりますが、前段話しましたように事情が若干決まっておりますので、限られた中の土地であればある程度の高さが私は出てくるのではないかなと。そのところは理解をしておりますし、市政懇談会でもそういう話が出てきているわけでありますので、十分そのところも意識はしていると思っておりますけれども再度意識をもっともっててもらいたいと思います。それからあわせてまちづくりについて市長の、確かに健康関連産業、全地域でというのはぜひそういう方向で進めてもらいたいですが、やはり基幹病院と近くのところが進出メーカーによっては、例えば医薬品メーカーとか医療福祉関係については、近くも私は大事ではないかなという思いがあるのです。企業によっては。例えば魚沼市の場合は進出企業が決まっていなくても30ヘクタールを買収して16ヘクタールを造地をして、どうぞ来てくださいというふうな準備もしているわけであります。そういう考えについて市長、ぜひ私は持つことも大事ではないかなというように思っておりますので、その点についてお願いをしたいと思っております。

市 長 1 まちづくりを問う

ちょっと誤解があるようでありますけれども、当然ですが健康ビジネス連邦構想、あるいは基幹病院を中心とした地域づくり、これはもう核になるのは基幹病院周辺ですよ。これはもう間違いありません。ただ、そこに限定したものではないので市内全体が健康的な部分についてのプロジェクトの候補地的なものではあると、そういう意味です。核はやはりここは基幹病院が核になるわけですから、その周辺ということには間違いございません。

それから基幹病院のやはり高さでありますけれども、ただただ高くすること自体が間違いだという意味では私はないと思います。いわゆるその建物の造り、色、例えば高くても非常に見栄えのいい景観に合った建物もあるわけですので、ただ高さ制限だけをしようという意味で私はさっき申し上げたのではなくて、八海山とかバックのバックと言ってもこちらから見れば裏になるわけですが、向こう東側の方を臨んだときにその景観とマッチしないような部分では困るという、こういうことだと思っております。高さについてどうこ

うということは、まだ私の方は県に7階はだめだとか5階がいいとかということは申し上げておりませんが、当然景観をきちんと考慮をして、景観を損なわないような建築物にしてもらうということは、申し上げてはおりますし、これからも強く言っていかなければならないと思っております。以上です。

関 常幸君 1 まちづくりを問う

まちづくりについて最後1点だけ確認ですけれども、市長、私も勘違いをしたわけではなくてコアになるのはやはり病院周辺だと思っております。まちづくりですね、全体に進めるのはいいのですけれども。そこで私が質問したのは、魚沼市では誘致のために30町歩の準備をしていますよと。コアになるところにそういう準備はいらぬのですか、という意味での質問であります。もう1回お願いします。

市 長 1 まちづくりを問う

私は前々から申し上げておりますように、工場団地的な整備は全く考えておりません。しかし、今それぞれまたこの土地はこういうふうにご利用してもらってもいいよとかそういう部分も出てきておりますので、そういうところを念頭に置きながら、市がそこに先行投資をして待っているということは道路とかそういうことは別であります。どうしてもある程度の構想が出てきた中でここに道路が必要だとか、上下水道もここに必要になってくるとかそういうものは出てくるわけですけれども、団地造成ということは全く考えておりません。

関 常幸君 2 観光客の誘致施策・「直江兼続博」開催について

次の直江兼続博について、前段の高橋議員の質問でもまた市長の答弁でも大体わかりましたが、1点だけ。また火坂雅志さんが新潟日報で真田雪村を描きますね。そうすると当然直江兼続との関連も出てくるというふうに日報で紹介しております。私はそうでありますので、生誕地のうちとしては、絶対にこれはやるべきだと思うのです。

今、市長も低温倉庫のところについては、まちづくり法だとかあるけれども何とか使いたいというわけありますので、絶対に人は私は来ると思います。今、市長は企画展というようなこともぜひ考えたいというようなことであるわけです。やはり私は伝世館だと、ちょっとあの規模だとなかなかどうかなというふうに思っておりますし、この直江兼続公をぜひ教育にも使っていきたいというふうなことを、教育長も言っているわけあります。

本当にこれだけ大変な時期にやはり直江兼続公。これだけ宣伝をして、1年後であります。火坂さんの真田雪村が日報ですということになると、県内ではまだまだ来てくれると思うのです。そうなったときに私は、やはり企画展よりももうひとつ、1ランク上げて、できれば低温倉庫がそういうふうに使われれば1年利用が遅れても、この六日町周辺の活性化にもものすごくなると思うのです。そして全体の南魚沼市、雪国観光圏とのつながりになりますので、そのことについて短くていいですので、その考えについて1点お願いします。

市 長 2 観光客の誘致施策・「直江兼続博」開催について

直江兼続公あるいは天地人、これを利用 利用といいですか、これだけの好評を博しておるわけありますので、これを全く今度は別のものにして私たちの市の観光、というふう

には考えていないわけであります。では何ができるか。これを検討するわけでありますけれども、制約のある部分もありますし、常設的にはやるとしたらどこでやればいいのか。そういうことも含めてこれからきちんと、なるべく早いうちに結論を出さなければなりませんけれども、そういうことですので。

やるとか、やらないとかという方向をまだ定めたということではありませんが、今の博覧会的な内容でやるには、もう限度があるということです。これはもうエンタープライズがあれを引き揚げるわけです。あれを引き揚げられれば今の博覧会のその魅力というのは、半減どころか3分の2くらいなくなってしまうわけですので、ここで今の内容でやることはちょっと無理です。そういうことです。

ですから内容を変えて、今おっしゃったように例えば兼続公だけに絞った部分とか、そういうことも含めて早急に十分検討させていただきますので、具体的なことはまだ申し上げられなくてすみませんけれども、そういう気持ちで取り組んでいくということだけはご理解いただきたいと思います。

関 常幸君 3 土地開発公社の土地について

3つの質問であります。土地開発公社の質問で終わりにしたいと思いますけれども。市長、最後に4年間のうちに道筋をつけたいということでもありますので、そのことについては、私も議員も今まで責任があったと思います。野世ヶ原については29年前に購入していたわけでありまして、用地費2億円に利息が1億円ですよね、1億1,000万円。長森運動公園は平成5年に取得して用地費3億円に利息が1億円ついているわけでもありますので、やはりこれを放置していた議員もまた私は責任があると思います。ぜひ、今、市長が4年間のうちに道筋をつけたいということでもありますので、ぜひ議会と一緒に。引っ張れば引っ張るほど利息がついて、だれがいったって野世ヶ原あんなので 今、市長も数億円をつけてでも考えなくてはいけないというようなことだと私も思っております。ぜひ市長のそういう考えで、やってもらいたいというようなことを、最後に市長もう一度お願いをして終わりにしたいと思います。

市 長 3 土地開発公社の土地について

公約的に約束はできませんけれども、そういうつもりで頑張らせていただくということでもあります。それで使い道そのものになりますと、例えば公害を出すということではなくて、そういうことが想定をされる業種はもうだめだとか、例えば。あるいはこう言うのは失礼ですけども墓地はだめだとか。地域の皆さん方から、あれはだめだ、これはだめだという制約もものすごくつくわけです。そうなりますと本当に難しい。

難しいけれども構わないでおけないということでもありますので、皆さん方からもそれぞれ知恵を出していただいて、ご指導いただいて。何とかこれを決まりがつければ開発公社そのものの方も先は見えておりますし、全く健全な経営になっていくのだろうと思っております。あらん限りの知恵を絞りながら努めてまいりますので、またご指導よろしく願いいたします。

議 長 関常幸君の質問は終わりました。

皆さんにお諮りいたします。この後、各委員会が予定されております。本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議 長 本日は延会いたします。次の本会議は明日6月16日午前9時30分当議事堂で開きますのでよろしくお願いいたします。ご苦労さまでした。

(午後4時09分)